

大祓述義

完

特35

795

013882-000-6

特35-795

大祓述義

岡 吉胤/著

M24

ABB-0106



特35

795



此物乃法字  
 佛能功積取  
 多天乃理上



此物乃理上

大  
 鼓  
 通  
 鼓

101

大祓述義の首に記之

大祓のしも神漏岐神漏美命の高天原に事始め給ひし天津宮政  
を傳へ來れる御所爲にして幽にて天津神國津神顯にての上  
御一人より下億兆の人民に至るまで總て關係らざるなきの重  
典なり故に天皇之を行ひ給へば天下平らに國治りて天變地妖  
自ら熄み人民之を行へば家脩り身健あして諸の災眚罪科を免  
るべき惟神の御掟なり其祝詞のしも中臣遠祖天兒屋根命の宣  
傳へ坐し神語なるを神武天皇の御代天種子命の編修給へりし  
めて實に貴重き天津祝詞の太祝詞ありあれは延喜式に載られ  
たる祝詞の中にも此よ無く儼れて尊きぞり然るも其意古く  
其詞雅あして後世人の心及ばず底解難き事のみ多かるを世々  
の識者等何くれと解分られて世に現存る註釋數十部ありと雖

も大概言痛き校意説どもあり近世加茂翁鈴屋翁氣吹屋翁起ら  
れしより古學世に開けて紀記の二典を始め古書とある書の局  
り堀かく説明されつれどたゞ此大祓祝詞の義に至りては未だ  
其意を得ざる事のみ多かり我師篤屋是香翁先に天津管會を著  
して説辨へられたるふいさすがに其意を得られたる説も多  
らる中おも四柱姫神の説は希見とき發明と云べし唯惜むらく  
は此大祓の即天津祝詞たる事に心づかれざりしより牽強の説  
無きにしもあらず吉胤懦弱けれど年頃思を凝し心を盡して大  
祓祝詞の旨を備考するにたゞ祓除の一法に止らず神代の事實の  
徴しては皇國の國體をも明あすべく幽契の神理を推ては神魂  
の歸着をも曉りぬべし其致惟へば益深く其義温れば顯著はる  
かくてまゝ翁等の謬をもあつゞゝ察り得つる事とかれは長

く世人の誤を重ねてさる止事なき本旨の理もれ果なむ事の憾  
 く歎とじきに黙止も得あらで教務の繁劇とぬぎて其義を説  
 述つるなり故其詞解の如きと多く翁等の説に據り又さのみ事  
 なければ其名を掲げざるもあるべし又漢語訓なるも多く俚言  
 なるもあらむ其の全目安らむを欲せればなり又日本紀を紀  
 古事記と記祝詞考を考とのみ稱るの類勘からず是たゞ簡易を  
 主とすればあり又翁等説師説をも忌憚らず論ひ辨へつるを專  
 此道を明らにせむが爲なり又詞解の下に盡し難き總論或は  
 低頭に其義を述つるなり此書は元三冊に物せしを此回冗長を  
 省きて一冊に約めたるなり然るも吉胤近き年頃僻地のみ在  
 て書籍の手著あはく諮詢るべき識者たになければいかに考へ  
 洩せる事の多く説誤れる條のさとならむを其の道の爲今世に

も後世にも發明きたらむ人々よと論ひ直し説辨へられむ事を  
 乞ねぐになむ時の明治二十四年二月乃樂舎の主人岡吉胤

大祓述義

西肥岡吉胤謹記

總論

○大祓起元

大祓は主上を始奉り親王、諸王、百官、百司、より下億兆の人民に至るは、過犯す所の罪穢を解諸の禍事を除き、身體をも心魂をも潔く、祓清めて天津神、國津神、御守護を仰ぎ奉るべき貴重は神術に予有する其起元を討覈るに、太古伊邪那岐大神の黄泉國より還らせ給ひて、彼國の汚穢に染たりし御衣を始め、御身も若たりし品どもを悉く解去給ひて、鏡、紫、日向、橘、小門、比羅原の海潮に下潜て、御身を滌がせ給ふ。此時天照大御神を始奉り、數多は神等顯出坐て、其祓事を贊成し給へば、伊邪那岐命の御身も清淨しや成せ給ふ。是身滌祓は、濫觴なり、又須佐之男、命高天原にて荒ぶる御所行轉ありしを、天照大御神は御憤怒坐て、天岩窟に幽居らせ給ひ、世は常闇となり、も須佐之男命は所謂天津罪を犯し給ひしに因れる。

なればとて八百万神等神議り坐て須佐之男命を責債りて千座置戸の祝具を科せ奉り天兒屋根命に仰せて其解除之太諄辭を宜しめ祝竟て高天原を神速に逐ひ坐り此兩件の義を并せて祓事の法として無窮に世に行る事とはなれりける其伊邪那岐命は身禰祓の御所爲を遂げ給ひしに因て御徳益大く神功己に竟て天津國なる日之少宮に昇り留り給ふ事となれり其須佐之男命は解除れ御所爲を受給ひしに依て然ばかり荒ひ坐つる荒魂も和ま坐て天下の大害を除き世に勝れたる御功績を立給ひて父大神の任し給ひし大命を果し給へる事とぞなれりけるさては岩屋戸段に須佐之男命に負せ給ひし千座置戸は祓事も彼伊邪那岐命の故事に據て八百万神と共に天兒屋命太玉命の御議坐て定坐つる儀には違わらざるを其後皇御孫命は天降れ時も其御供は神等比大祓また天降の後も必國比大祓なと行はせ給ひつらむを史に漏たれば確に知るべし由もあらざるを神武天皇は天下を平定ましつる後彼天兒屋命乃孫天孫命天太玉命の孫天富命等比はら事を掌り候して彼天上に儀に順考へて種子命の祝詞を編修

給ひ天神國神さては四柱姫神等を招請て其御前み置座を設きて贖物を進り神饌を供奉て其編修給ひつる天津祝詞とも彼六前比神等に奏奉りて臣連八十伴長比百官にも聽しめて國之大祓を行はせ給ひしなり候た神功皇后は免紫にて國之大祓行とせ給ひし事著けれを其後さして聞ゆる事なかりしを天武天皇御神興あまてより彌世に行はる事となりたるを文武天皇の大寶年中始て六月、十二月兩度の大祓とは定候りつるなり其後は世々に行はれて盛衰あまど雖も連綿絶すして維新の今日に至り其盛大なる大祓の式を見るは仰ぐへま尋むべし附て云大祓に祓物を出さまむるは上代の刑罪なり抑人比身に汚穢あらば洗ふべし罪惡あらば刑すべまど雖も目に見えず行ひに顯れざる心比罪咎は官の禁する所に非ず水比滌むる所に非ず然るに此大祓は身に犯せる罪は勿論心裏比邪念また不慮過ち比咎をも解除て諸の災禍を免せしめ善良は心を起さしめて福を招き齡を延しむる神明の仁術なり上代は別に教法と云て毎人に説諭す事もなく况て刑法なとあらむや唯人民の罪穢ある時

此大祝を行ひて必身を祝済めさせ給ひしにて世治り國靜なましてふ實に  
貴重の神事にして寛仁の重典にぞある

◎天津祝詞太祝詞乃説

天津祝詞太祝詞といふは天津神等と宣言爲給ひ傳給ひて神勅をも美稱て然  
らひつるを本にて天津神ならぬ國津神等の御言をもそれに准へて然いふをり  
轉りて其天神國神に宣白す詞をも天津祝詞と太祝詞とも稱へまた祝詞といふ  
も云るなり猶彼大祝詞の中に天津祝詞乃太祝詞事とあるは別にさるものある  
に非ず即此大祝詞を指て云ふことは詞解の下に論ひ定めたるが如し抑此大  
祝詞は元因は紀に一番に乃使天兒屋其解除之太辭辭而宣之焉とある是な  
り其太辭辭はいかなる文義なりまか傳なければ知べき由なけれど其太辭辭に  
よりて神武天皇は御時天種子命は撰定め給ひしには違わらざるなり其は此祝  
詞に四方之國乃中止大倭日高見國云々とある辭神武天皇の此處に初國知看し  
と事を云るなれば決て後の御代にては然らひ難き詞なるを代々の職者等さる

事にも心附ずして漫りにるれは何れ頃これはいくれの御代に作れりなぞ押て定  
めむとするはいらにもをこなりさては天種子命の綴爲し給へりしといふ事は  
古語拾遺に令天富命率供諸氏遺作大幣訖令天種子命解天罪國罪事また真  
本天書に夏六月令天種子命定祝之辭詞矣とあるにて知べし又古き中臣祝抄と  
いふ書に神武天皇は御時天種子命は作り給へるにて其書神代文字なりとを常  
磐大連漢字を書易られし由に見えたり其註釋ともは論に足されども此作者は  
必所見ありて記せるなるべし然れば此大祝祝詞はしも天兒屋命の掌り給ひし太  
辭辭は意を得て天種子命は撰修給ひて中臣家に傳へ給ひてより中臣大祝とも  
中臣祝詞とも稱ひつるなり万葉十七に奈加等美乃敷刀能里等其等伊比波長倍  
とあるも此大祝詞を指て太祝詞事と唱へつること決ければ天津祝詞とも稱べ  
きこと察られたり猶神祇令に中臣宣祝詞とある下の義解に宣者布也育以告神  
祝詞宣開百官故曰宣祝詞とある告神祝詞即此祝詞なれば告神を主として百  
官にも宣開せつる趣なりさてこそ祝詞式にも載られつれ式に祈年祭春日祭と

の上あるは新年祭祝詞、春日祭祝詞、と稱ふべきを察かきたる也されば大祓も六月晦日、大祓祝詞と唱ふべき事明かなり西宮記、大祓條にも祝師着座讀祝詞と見え假字本に大内らへつと記せるは音便ころわれ正しと云べきなりまた宮主秘事口傳抄には詔戸とのとも稱ひ朝野群載には中臣祭文ともあるを思へば神に白す祝詞なることは論なし然るを平田翁は説に世に讀者等祝詞式なる大祓詞をやがて神に白す詞なりと思ひ居るはいと麤なりかし其は彼詞を熟讀考るに彼は祓戸、神たち天神國神たちに祓は太祝詞を申竟て後に皇美麻命の天降まはととき神魯岐神魯美命の御言以て葦原、中國にあらゆる天益人等が過犯せる罪穢れあらひ時大祓の行事を爲て解除却るべき式法はた其解除の太祝詞を天神、國神、祓戸神等と所聞食し受給む罪穢を願ひ失ひ給ふ状とも御言依し降賜へる事の上によつて此事を爲て百官人匠四方國の人民の罪穢を天皇命の祓清り給ふ由を集侍る人々に宣聞す詞にころわれ神に白す詞には非ずかし其は彼詞の全文をあらたとび讀味へ餘は祝詞文にも合せ考るに神は御前に白す格は詞とて

は一言だに無くしてたゞ解除を給ふ故由爲方また罪穢は消まる状なを天津神は依賜へる御言に音を加へて記されたるよて集侍る人々に宣聞せ賜ふ詞なること更に疑無き状なるをやと述べしは翁に似げなき僻説にて聞も胸をるき心ちすめれと世人此説に音なひて隠り傳へなば斯る貴重き神語は天津祝詞も唯彼宣命は如く天神國神さては四柱神は神座を設て置しとも重き神ながら乃祭典も無用は所作事となりはてなむ事の憾しければ黙止も得あらで辨へざるをえず天は縱せる平田翁は英才なるも其身神に仕へられざれば所謂座上、水練たるを免かれずして斯る人まをばしの説をも打出られつるならむまた何人れ手に成れりといふ事もさだかならぬ二百年ばかりあなた世に行はるる身穢祓といふものを天津祝詞、太祝詞なるよしに論ひ定めて天津祝詞致を著はされたるに到りては隠りに隠りを重ねられたるなり抑此祝詞は天神國神また四柱神等に對て白す詞なるを百官人等も其神祭は齋場集侍て各祓物を出し中臣氏ら神に告詞を傍に聽執て自ら過犯せし罪を悔ひ過を改めて其式を受任奉れば其



誠實心を神の見直し問直しまして其罪穢を解除はしめ給ふべき神事なる事今釋別る此祝詞一編れ上を明らかめ得るときは何れ疑はしき事もあらざるをや若之を百官にのま宣問す詞とせば即宣命なりさては祝詞式に揚らるる由もなく又上に引る告神祝詞などを何にどのせむ偕又此祝詞を神に白す詞にはあらま神に白す格の辭とては一言たに無しと云れしも違へりさるは此祝詞は天、種子、命の其御祖天兒屋命よ受傳ませる神語なれば常格の文とは聊異なる事もあらむ然きをもそれはた一言もさる詞に無しとは云べきにあらま馬牽立云々諸開食とある諸は天神國神また四柱神等を指て申せるも此なる事其詞解に脱辨へたるが如くなれば是即其神に白す辭にはあらまや既に大殿祭詞も始より天津奇譚言乎以氏言壽鎮白久といふまでは其奇譚言の前詞なるをさる長文の中に一言だに祝詞の常格は願言らまき事無くまた鎮火祭詞も初より天都詞太詞事乎以氏申久といふまきは前詞なり神伊佐奈伎と云より事教悟給支といふまきは太詞事にして此處までは彼常格は詞ある事なし然らば大祝も此二祝詞に

同格の文なればさのま不審むべきにあらざるなりさてまた鎮火祭詞に天都詞太詞事とあるは祝字なれど正しく乃里止と訓べきなれば古くより略きては詞どのまも書つるなりさては古語拾遺西宮記左經記等に中臣禊詞と見え神祇令大嘗祭儀式などには祝詞とのまも見えたれど是も祝詞と稱ふべきを漢文に省れたるものなれば是をもて例格の言とは定めがたし然るを近世此大祝祝詞の天津祝詞なる事を知ずして聊の文意に感ひて別に天津祝詞ありとまて此神語を詞とのま唱るはゆかに漫りなる事ならずや大祝と掲げては必乃里止と唱ふべく又正しく祝詞と書くべきなり御巫清直翁、説に近世の識者其名を正さま大祝詞解伊勢貞丈大祝詞詰訓森脇大祝詞後釋本居宣長大祝詞後々釋藤井高尙大祝詞新解井面守訓大祝詞正訓篤胤などありて大祝詞といふを目とまるは甚漫りなりとあるはさる事なり又此祝詞を祝どのま唱ふれど其實は當らぬ事なり祝は凡ての式法を云る言にこそあれ祝詞をしか云べたにあらざれども彼延喜式の例によりて祝詞とゆふべきを省きては只大祝とれと云るもあるべし

古く天津祝詞としも云るは天津國にて神等比殊さらに宣傳へ給ひし神語に於て今れ世神に向ひて奏すを比と云るが如きに非ず神代に尤けき事蹟を言つぎ語をつぎ坐しを總て天津祝詞とは稱へずむかし其は先天地の初發比時に坐してふ天御中主神比御名はいろにして世に著れしやと云に其次に坐し高皇產靈、神皇產靈、二神の宣傳へ給ひ其三柱神比事蹟は伊弉諾、冊二神の宣傳へ給ひ其次々に宣傳へ坐しそ天津祝詞には有るかくて人皇第一代神武天皇以來も次に宣傳へ坐して六十代醍醐天皇に至りて其天津祝詞比散亡なむことを憂へまゑて朝廷の神事に要とあるを撰ひ緝めて延喜式に載られたるなまゝて其天津祝詞は原大神等比御口づゝら宣傳へ坐けむを後には其官ありて天語連なむいひまた語部なむ多かりまも已に延喜式に記載せられしわば其職掌も無用になりてとりたゞはかなき事ども語り傳ふこととなりて物語てふも比と世に多く行なはれて種々の技藝ともなれりしハ彼語部の遺風ならむらし

○臨時私祓お用らるゝ前詞ま九略祓乃説

朝廷にて行はせらるゝ公比大祓には前なる二段の宣命を宣せらるゝ事更にも言されども臨時に行はせらるゝには主上比御祓と雖も其儀にては適はぬ事あらむ其禮は別に後宣命にらはる文を綴りて宣せらるべきなりまた國々處々にて行はる、時は其時宜に應へる詞あるべし故に臨時私祓の時用る前詞には過犯卦牟羅々乃罪穢乎祓給陪清給陪止白須事乎天津神國津神祓戸神等陪所聞食止白須

是は六前比神等に白て集侍る人々にも聞えむる詞なれば其時に應へ其處に因て文を綴成て白す事もあるべきなまゝて又神宮にて定められたる略祓詞に天津神國津神祓給陪清給陪

是と大祓祝詞の大憲を掲げてしり約めたるなまゝ其はいろにと云に祓比義は前にも後にも述へるが如く願世比人の身比罪咎心比汚穢を解除て清潔からしめ諸比災禍を祓却て諸比幸福を受べき事を天神國神に乞所奉て其恩頼を蒙る

べき事なれば有が中にも重く尊き神事にして貴も賤も仕奉るべき止事なき式  
法なれば神瀨岐神瀨美命を始め天神等も思願を幸へ給ひ國神も賛々守らせ給  
へるなりさてあそ祝詞にも天津神波云々國津神波云々とありて天皇我朝廷に  
仕奉る人等を始め天下四方國に所有人民等が過犯たる罪穢を神等と奇靈の御  
所爲をもて既ニ科戸之風の天八重雲を吹放事と如く云々さて被却り給へる由  
なれば此祝は全天神國神の御所爲と謂ても然るべきなり彼朱雀門の前にては  
天神國神また四柱神合て六前の神座を設け居る、に其以前宮中にて主上中宮  
東宮、御贖物の御式あり其時は天神國神二前を殿上に祭居せ給へる由なると四  
時祭式御贖、用物に安藝木綿二斤凡木綿二斤麻二斤庸布二段銀四口米酒各二斗  
穀二斤堅魚二斤腊四升海藻二斤鹽四升氷盆掛坏各二口飽二柄柏廿抱小竹廿株と  
あるにても二前の御饌料なる事明なりされば宮中にて天神國神の二前をのこ  
祭りて四前の姫神を祭らせ給はざるは天神國神だに納受給へれば被戸四柱神  
等は其職掌たまにこゝ罪穢を送却り給ふべき幽契あきば予かし(そは詞解の下

に述へり)然れど此祝除け本義を知食す天神國神を舉れば前なる神瀨岐神瀨美  
二柱神も後なる四柱神も其中に包らせ給へる事更にも言されはしか納り居れ  
たる零被詞の自ら大祝は本義に應ひて甚尊く思ゆるぞもし〇さて此略被詞に  
局らず大祝詞をも臨時私祝の時には數遍繰返して唱へることもあるを何くれと  
論しらふものある由なれば因に辨へ給ふとす其は先神に祝祈の古法として  
祝詞を反覆して唱へつるは紀に太神辭と書せられたるを思ふに諄は字書に傳  
言重複也とも告之丁寧也ともあるに據れたるにて切迫なる所禱は祝詞は幾度  
も諄し諄むべきは神に厚き眞情より出る所爲なればなると其は彼葦原戸の前  
て天兒屋命のさばかり優美かりし太神辭を數度諄し唱坐しことは神祝祝之と  
あるにて著くまた中臣壽辭にも自夕日到朝日照万岳天都留戸乃太詔刀首遠以  
臣告禮とあるは終夜不絶宣讀て夕日より朝日照までに及べるなればいゝに長  
き祝詞なりども數百遍にも到りぬべくこそ然るを祝詞考に讀數も公に大祝に  
も只一度なるを後世あまた度重て讀は佛の誦經に習へるにやと論はれたるは

佛に倣ひて鈴鐺を振り妙鉢を鳴し、當時の乞盜祠職等も爲には頂門に釘とも云べきが如くなれども吉胤等は翻て翫は龜瀨なるをどがめむと云れたる如く公の大祓には只一度なる事請なけれと押並ての論には甚其意を得ず其以上も逃るが如く死生存亡に係る事切迫は折には此大祓詞に局らず幾度も繰返して神に祈白す詞もあるべし昔し神功皇后七日七夜忌屋に籠り坐て天皇に供り坐し神の御誨を乞はせ給へ時毎日に事を改めて願白させ給はしに非ず必同し事をも繰返して乞祈奉らせ給はし其懇篤の御誠心を神もあこれと御納受あらせられし事を察るべし今にも切迫の祈願なごには一日二日にて足らず三日五日或は七日二七日と日を重るに至るも止難た真心を盡して神に願白せるにて是も同義なる事を思ふべし斯在は僧徒等が印度に法にて讀經する状も似たればとて其を厭ひ避て我皇國に古法を棄るは傍痛事なる尙其微を擧れば大神宮諸雜事記に陽成天皇元慶二年九月祭使王實公王中臣神主神祇大副有本朝臣也而十六日參宮之間度會川洪水仍船渡之間。勅使並宮司貞世同船シテ

渡之程ニ川中ロシテ死人流下テ件船ヲ流懸テ早不流下因之他船。諸將ヲ乘替東岸ニ渡屆テ即數度被溺テ參宮供奉了また同書延久元年九月下に以御炊物忌父度會久忠天及千數度天令被溺云々と見え百鍊抄に建永元年十一月二日於院御所可有千度被依上皇御目不豫也とあるを思へば朝廷にても臨時は折は一度に限らず百度も千度も讀しめ給はし事察られより又東鑑に治承四年八月十六日下に永江藏人頼隆勤千度被また同書承久三年十二月三日下に讃岐中將室懷孕之間於大倉亭御行千度被と見え又勘仲記弘安襲來の下に諸社に百度千度被被を修せらるゝ云々などありて古くより其例証も少からず今比人情をもても事切迫なる時は一度言て足らず三度四度と繰返して自ら誠心も貫通するもれなき況て願より幽は神等に聞へ上る事なれば幾度も請して神の御感應に預るべきなきれば唯皇國と印度と比と然るに非ず他の國にも其例を探索めば必多からむかし

因に云皇國は天地初發乃時天神の神勅にもて伊邪那伊邪那美二柱

神の作理固成給てより數多し神等其を受繼坐し中にも大國主神少彥命共  
 お御力を致せ給て其を経營と大造の御功績を立給しことは紀記に二典に  
 詳なきは諸彼外國々はひかにして成初しすと云に我古傳は潮沫に凝著て成  
 ると見えたるは自然と出來立たる事を思ふべし其國々は何人け開きしそ  
 とひふよ上古大國主神少彥命の渡り坐て赤縣を始め外國々をも作り堅め  
 給しなりされど他の國々には其事蹟れ知べき由たれど問近き故にや赤縣  
 には其事蹟傳はりて大國主神を太皇東王父また扶桑太帝など唱へ印度に  
 ては梵天子といふ少彥命を赤縣にては泰乙小子又東華青真小童君など唱  
 へ印度にては童子天と稱ひし由なる此二神は外國々を開き坐しことは平  
 田翁の赤縣太古傳玉釋また師翁の顯幽願考論など其確證を擧て委く論  
 し置れたれば此所には引出す本書に就て見るべしかれば此二柱神其國  
 々を開き坐て道徳を傳へ方術醫藥などを教へ給しなれば必ず此祓除の  
 法をも傳へ給し事察るべしさては抱朴子を始め玄家の書に多く其趣見え

また説文に祓除惡祭也徐曰按祓之爲言拂也除災求福といひ字書にも禊  
 字臨水祓除也また周禮春官に女巫巫掌歲時祓除註に如今三月上旬己如水上之  
 類また正字通に王羲之蘭亭修禊事此春禊也とありて劉禎魯都賦に素秋二  
 七天漢指隅人胥祓禊此秋禊也とあるを思へば春秋二度に行はれし事もあ  
 りしなり又今に朝鮮あはは上古の神人往來して皇國に祓除法を傳へ今に  
 も其法の遺れる由なれど其様轉じて玄家の方術に如くなれる事は彼東西  
 史部が白せる呪言を見ても臆度られたり其は師説に應神天皇御代に百濟  
 國より歸せし阿直岐には其領地を賜て大和國に居しめ其後召れし王仁に  
 は河内國に領地を賜へりしかば其に代々史と成て仕奉れり此を東西史部  
 と呼り此二家は祖先より漢學に史として自然に重くも用られつるを其家  
 よ本國より傳へ來し呪言の有つるを皇國に上古より傳行はる、大祓に習  
 ひて其呪言をもて妖氣を掃ふ由を奏せしを聞食し許させ給しうは大祓と  
 同日に奏す事とは成るなりとあり諸此史等が銀人、金刀を進り呪言を奏初

し其時はいつとも、體には定免難多れと神祇令に載られつれば其以前より用られし事と思えたり其呪言は延喜式大祝祝詞に後に附記せられたり其は薩摩、皇天、上帝、三極、大君、日月、星辰、八方、諸神、司命、司籍、左東王父、右西王母、五方、五帝、四時、四氣、捧以銀人、請除禍災、捧以金刀、請延帝祚、呪曰東至扶桑、西至虞淵、南至炎光、北至弱水、千城百國、精治万歳々々となり(皇天上帝は高天原に坐す皇祖天神を稱ひ左東王父は大國主神、右西王母は大國主神の御母刺國若比賣命なるべき由は師は顯幽顯考論に委く考へ定められつれど事長ければ省きつ)此文は全朝鮮にて行はれしを彼夷等か其まゝ用つるなるべし此頃朝鮮は學士に達て騷事を尋問しに今にも行はるゝ由なれど只遊樂の一端となりて微とするに足ざるなりまた印度には灌頂、灌佛なせあるも祓除の轉れるならむ百論疏といふ佛書に恒濟に入て洗浴して罪滅を得るを懺悔といふなせ見えたるは祓除の遺法と云へしまた西洋に洗禮と云ふことあるも似たる所爲なり然れば我皇國に神等の傳へ給し祓除法の真義を

國の人等にも知らせませしき事にあそ

# 大祓述義

大祓祝詞の本義を祖述解釋たるなれば大祓祝詞といふべきを延喜式も唯  
 大祓とありて祝詞なること著ければ此にも省きて大祓述義と名稱て於保  
 波良陪乃里登館

岡 吉胤謹記



## 六月晦

古の大祓は天變、地妖、或は疾病、争亂、死穢、犯罪、物怪、御不慮、また大  
 祭の以前、齋宮發遣、釋服、新築、等の事などある時にのみ行はれて  
 恒例の月日はおらざりつるを文武紀より始めて十二月卅日大祓の事見ゆて同御代  
 に大寶令御撰修の時より六月と十二月の晦日に恒例の神事と定て永制の式と  
 は爲られしなり諸是の一月一日より六月卅日まで犯せる罪穢を六月卅日に解  
 除樂しめ給ひ六月よりのを十二月卅日に解除樂しめ給へるなりさて六月を美

那都岐と訓十二月を之波瀆と稱るは雅言なれども既に太陽曆と改り來つる上  
の協の辭となりぬ故今は比登都岐布多都岐と訓より外なればこの六月を

ムツキ十二月をトヲマリフタツキと訓べきなり然れば晦は月隱の義ツイ  
ヲチを月立といふに對へたる詞なりしも今のツカノヒと訓べきなり  
大

祓 十二月准之 大祓のもと朝廷より命を行ひしめ給へる重大の神事なれば  
尊稱して稱るよて天皇の御上にも臨時に行ひせらるゝ御私

の祓には多く中臣祓と見ゆたればしか稱むも悪うらねき大いたい美稱にも用  
る詞なれば今は其を尊み重しみて常にも大祓と唱ふるは大祓に行はせらるゝ  
祝詞の義なるを是も省きてしか唱ふることゝな  
れり○十二月の大祓の是に準へて知べしとなり

此大祓の下にも祝詞と云二字あるべきを省れたるは此祝詞式に擧られた  
るの悉く祝詞のみなれば新年祭を始め其標目をのみ掲げて祝詞なる事

明か  
なり

### 集侍

集侍の節説に儀式大祓條に參集讀曰未爲宇古那波禮留とあるによ  
りて此二字をも然訓べきなり其は參集も集侍も其祓所に參入集ひ

て朝廷の神事に關する事なれば別なる義あるにあらすされば儀式の外に訓を求  
むべきにあらす未爲といふ所より尋所に行ひるときに白す言にして參の義なり古

は未爲と云りまいると云ひまわいの約りたるなり宇古那波禮留の所伺並に  
て伺ひ並居る由の詞なるを加を古に通はしたるなり伺へ常にいさかとい

ひ訓たれども本語は宇加なり万葉に宇加堅長比紀に同族人また置候なせある  
にて悟るべし那波留の万葉に疊有とあるは所稱並の義にて大和國は青垣山の

四方に回れるを橋と並べ立たる状に見なしたる辭なりと述べたるぞよきさて  
侍は上の命を伺侍意の辭なる由は記傳に委く註れたるが此所伺並と云ふ義に

も協へればなり然るを隣居の意蓋  
勳の義など云る説をもは信がたし  
親王諸王  
親王、諸王、は昔音讀に爲つ  
べく思へき総て祝詞、宣命

なせは訓るゝ限りハ訓讀に爲べき例なる上大殿祭の中に親王、諸王、諸臣、とあり  
中臣壽時にも親王、王、等、諸臣、百官人等とあるは必訓讀にせねば應ぬ處なれば



遷をも訓讀にすべくこそ然るに斯訓古より定らぬを先着等総て親王を美古と訓諸王を於保岐美と訓れたるはいかにぞや皇子を美古と訓れを親王の然訓べきを諸王を於保岐美と訓れたるは心得の事なり大君とは只天皇御一人の外唱るべきにあらず然れば親王をまか訓むも憚わり況て諸王をまか稱ふべきことあらめや紀に王をオホキヤミと訓る所もあれを公の例とは定め  
諸臣百

官人等諸 諸臣は於美多知と訓て於美は大身の義にて群臣を云り百官  
入の官、省、寮、府、縣、の官員等を云り諸臣は親王以下を受けて云る

にて配に天神諸八百方神靈などある如く諸は語の下に添てい  
聞食止宣 聞食とは上に對て云々稱なれば諸臣百官に向てのいかいなれ此所は親王、諸

王も坐ればさる事もあらむを新年祭の宣命また大忌祭、月次祭などには全神主、祝部のみなればかゝる敬辭を加ふべきに非るか如くなれば遷神主祝部に宣て實の神に聞へ上るによりてなり物語文などよは貴入に對ひての自ら思ふ事を

も思ひ給へられ或は思ひ給へ侍るなど云れ此處は然らず尙下に辨ふべし宣い云述る事にて唯云といふとも申すといふとも少し違ひて何にまれ其事の上を云述る所に用る言なり天皇の詔命を宣といふも詔勅を奉りたる人の下へ云聞す事にて宣旨、宣命などいふ類も旨を宣る命を宣ると云事にて宣は多く天皇の御上に就て申す言なれば下に向て云聞す事のみ思とれる人も有むを爾に非ず神に向ても宣とある事ハ新年祭、大嘗祭、又此大祓祝詞の終なるハ神等に向て云る詞なる由ハ下に辨へたるが如し尙按ふに古くハ上にも下にも宜と稱ひけむを稱後に上に白すと云下に宣と云分つるなるべし

諸こゝに宣と讀竟つれば親王、諸王、諸臣皆稱唯あり其由此處よは見ぬされども新年祭の宣命に宣とある下に神主、祝部、等其稱唯餘宣准之とありて何れの祝詞も皆同例なれば此處には省きたるなりさて其稱唯ハ上の宣命の趣を承諾する由の答辭なりそれも神樂次第抄に公卿と五位までの揖し六位より下百官人は稱唯すべしとあるハ後に然る事にも改られしなるべしさて此所まで一段の宣命にて後に加へられたるものなり上古より有來り

し次段の宣命にてハ親王諸王等ハ坐まさぬが如く通ゆる上万事漢法に成  
つる世にハ古文のまゝにてハ解リがたかりしかば誰も聞取易かるべく更  
に附副られつるならむをさてハ次段の宣命ハ其時削去らるべき理なるを  
尙存して其儘に用られしハ至ら上代神の作置給へりし貴重き古文なれば  
それをも棄ずして誦しめ給ひつるハ宣命重複していかゞな  
れどもさすがに古風の文辭を厚く重せられしハ最尊くなむ

### 天皇朝廷兩仕奉留

天皇朝廷は下に天皇我朝廷鎮魂祭祝詞に皇良  
我朝廷などあるによりて斯訓べき事を知べし

是ハ宣命の文例にて祝詞にハ天皇を皇美麻命とあり是を以ても宣命と祝詞の  
差ある事を知りまた高天原爾神留坐云々は彌祝詞なる事を思ひ古き文格の正  
しかりし事をも曉るべきなり惟天皇を瀆賣良と申ハ統看の義にて天下を統看  
願しめす由の御號なり賣ハ知看す聞食など云賣も看すの義なり此美と賣ハ親  
しく通へる音にて何れも言の義ハ其事を吾躬に受收納る由の音なり見と云ハ  
目に見れば則吾意に徹りて身體に受收納るが故に聞食知看すなど云りされば

天皇を瀆賣良岐と云ハ統看願君と云事の約りたるにて天下の萬機を取統て受  
収知願し給ふ開れをもて稱申せるなり大股祭ハ太祝官なる天照大御神の御言  
に皇我宇都の御子皇御孫之命と詔しハ此一地球を悉皆統願しめすべき御孫  
命といふ義をもて稱へ詔しハことを察るべし万葉に八隅知之とあるも四夷八  
荒を統御し給へる義にこそあれこれを安見知の字義に據て解るハ遺憾き説な  
り又御宇と云るも宇内を統御し給へるの義なり孝徳紀に爲現明神御宇大八嶋  
國天皇とあるも此大八嶋國に坐て地球中を統願り給へるなり惟其すめらぎを  
略さてすめらと云またすめとのみも云事あり又何神をも尊びて皇神と白せる  
ハ其地の幽政を統看の義なり其ハ天照大神の高天原を知食も天皇の天下を  
知食も産土神の其地を知食も幽顯の差こそあれ大小の別こそあれ其統願坐る  
趣ハ同意なる事を曉るべきなり朝廷ハ美加登と訓て朝廷の御門をいふ御門を  
云ハ宮殿をも包たるなればそれ即朝廷の事となれるなり私家にも門とのみい  
ひて其家の事にもなれるなり其ハ古き宣命なせに殿門荒穢瀆事无久また家門  
高久なせも云りされば其門に美稱の御といふ言を冠らせて禁庭の事を御門と

は云るなり然るを帝王は其御門の裏に坐すすが故に後には帝王の比禮掛  
事をも申奉る事となりしは帝王を尊み邊つらひて斯申奉れるなり

**伴男** 比禮と振妙といふ言の約て名と成るなり布と比と通音なるうへ理多  
倍の約り禮なれば比禮とは云るなり古歌どもに多く振よしよ詠るは

其打振る形容を貫たるなりされば人を招きなどするにも多く此物を用たるは  
便宜きが故なり其製の内宮備式帳に長五尺弘二幅と見ゆ總殿式中宮御服料の

領巾は九尺と見ゆたれと其裁縫今は儘に知よしなし是は至容飾を添る料の物  
にて貴族の婦人の用給へるなり尤采女は主上に近く勤仕して御膳などを取扱

ふ女官なればさる容飾の物をも着つるなり此所に擧たるハ貴き女官の由にて  
次なる鞆負伴男は男子の貴人なるに對たるなり伴男は部男にて部とい何にま

れ職掌の一群を云古語なり男は長の佐を省て乎とのみ云るよて乎佐とは何に  
まれ上にありて統束ね亂るまじく爲す物を云其ハ機の篋も數多の糸を此物に

統束て亂れぬ様に爲る物なればなり人の長も即是よて其部下の人等を統治る  
由なり斯在は比禮掛伴男とい女官の長の事にて此中に總ての女官をも包たる

**手襪掛伴男** 手襪は手次の義にて肩に掛て袖を掲げ手業を助るもの  
なり伴男は御膳物關る女官の長を云り手襪は必しも女

に局れるにも非れども大殿祭祝詞に皇御孫命朝乃御膳夕乃御膳供奉流比禮懸  
伴緒 乎手願足願不令爲とあると全ら女官の職掌の上に就て云るものなる事次

に親王以下男子の上と分て擧たるも此所と同趣にて女官を云るなり天武紀に  
勝夫采女等之手襪肩衣云々とあるも女官の用物を云り楮上の比禮掛伴男の中

にも此襪掛る伴長もこもれと如此分別て  
擧たるは次の劔佩伴長に對たるなり

**鞆負伴男** 鞆は箭を入る器な  
り記に天照大御神

云々曾良運者負千入之鞆附五百入之鞆とあるは天御神の自ら負せ給しなり  
又御孫命天降の段に天忍日命背負天磐鞆とある如く武官の中にも大將たる人

の負持べきものなり後よ近衛府などを和名抄  
に由介比乃豆加佐と訓るも鞆負の司の意なり

**劔佩伴男** 是も鞆負の中  
に包れ、と上  
に女官を二つに別て云るに對へて劔佩伴男をも擧たるなり上には婦人の高下  
を分ち此には男子の高下を別ちて男女の百官を漏さず擧たるは雅に妙なる詞

にぞ 伴男乃八十伴男乎始氏 是は上の四等の伴長なり國々  
ある に八十と多る諸部は長々を

始めとして官々に仕奉る下官の 官々仁仕奉留人等乃 官省寮  
人等に到るまでもと云意なり 司の下

に属て仕奉る諸部は人等迄を云り人等は比等登毛と訓べし上に對ては多知と  
云下に對ては登毛と云分たるも古よりの事と思しきは八百万神等荒振神等比

訓は異なるあて知べし然は此所は朝廷よ 過犯家牟 過とは心にあらで惡  
を宣せ給へるなきば登毛と訓べきなり さ所爲をせるを云犯

は乎加須ともあれき香胤は於加須の假字に據れりさて其義は押捺むるに約な  
るべし掠は記は玉垣宮段に掠取とありて傳に加曾比とも加須伊とも加須牟と

も訓よしに註れたりされば疎て爲まじき事と 雑々乃罪乎 是は去年十  
定りたる事を押てそれに物するを云る詞なり 二月晦日に

行れし大被は後に過犯ける種々の罪といふ義なり諸罪とは神釋に都々美は約  
たる言にて原つ、むと云用言なり都々牟とは何言によれ惡事の有をいふを躰

言になまて都々美とも都美とも云なり然はのみと云はると人の惡行れみに屈  
らず疾病災禍また穢き事亂き事など其他も凡て世に人の惡しとして惡み嫌ふ

事は皆都美なり万乘に人の身れ上に惡事は無をつ、みなやともつ、む事なく  
ともつ、まはずとも云るは今世は俗言に無事にて無難にてと云意にて即都美

なくしてと云義なり罪字は惡行一に就て撰たる字なれば都美てふ言は總ての  
意には當らざるなりされば此祝詞を擧られたる條々も罪の字には泥むまじき

事なるに世々の職者たゞ此字にのみ泥て都美てふ言の本を考す一向惡行との  
み心得たるうら強言をのみ云わへるあり情右に如くなれば穢と奸と災と惡行

と種々の都美あり其内に穢災なきと自ら有ことにて殊更に犯す罪には非をど  
を世に惡み嫌て惡き事なれば是等も罪なりと註れしは實に然ることにて此祝

詞中に緊要の事あれば能 今年六月晦之大被爾 此九字之大寶令  
々々心認置べき事にこそ 御撰修の時に啟

め加へられつ 被給比清給事乎 従ふべし然るに記傳に波良比と波

良閉とは一に心得免れを本は別あり波良比は自爲を云波良閉は令戒の約たる  
言にて人あ令るを云罪咎ある人に負せる被なは是なりとあるはさることほも  
通ゆれを伊勢物語には是へするはよに六帖にいとつてはらへむ後撰集も夏  
と是へする拾遺集にふさ衣はらへてすつる其他中昔乃集どもに凡て波良閉と  
ありて波良比と言ふ詞とぬすされを萬葉に歌等能里等其等伊比波良倍とある  
を思へばなど波良比とも唱へざるべきや吉胤考るに波良比と云詞は起りは  
記傳に註はれつる如く活語なるを被は一の跡言となれるに心づかれざりしは  
遺憾き事なり用言の跡言になり跡言は用言になれるも少からず彼ト相はト令  
合の義なるを萬十五に保都手乃字良歌手可多夜伎氏とあり乎とあれば跡言に  
云るなりまた歌てう跡言を活して歌ふとも云を又それを居て諸と跡言にも云  
を思へば波良比と言ふ詞も〔撥拂、擽など〕多かる中に被は最重き神事なれば別  
て波良閉と云跡言になれるなるべしさて此被は記に伊邪那岐命吾者爲御身之  
禊而到坐竺紫日向之橋小門之阿波岐原而禊也とありて中瀬に墮潛坐て御身  
を滌ぎ坐まより起れるをこゝに禊被とあるは二義にあらされども身曾岐とせ

み云波良閉とのみ云るには聊其差別なきに非ず字書に禊潔也とありて水邊に  
て汚穢を濯除するを云り萬葉に潔身滌身など書り今も除服などに海川邊に出  
て清まはり又許理川降の約なり須離の字を書は非なりとて水浴ることをするは  
皆禊の意致なり被は水邊にてするも然らぬをも廣く云る名なり〔彼朱雀門は太  
被はた人に負するなどは被なり身曾岐とは云ざるなりさて記傳に凡て禊被は  
身の汚穢を清むる所爲にこそあれ心を被は清むと云は外國の意にして御國の  
古さらさらなるおとなし云々〕と論はれつれを彼儒佛は心法などを様あろはれ  
なほか御國にも心は事を云ざるべき紀に吾元無黒心また何以明爾之赤心また  
吾心清々之配に汝心之清明萬葉に安加吉許々呂續紀宣命に明支淨支直支試之  
心以而なほ古書に心は事を云る例多かりまた此大被にも過犯す罪咎を被清む  
るは只身の垢穢をれと云るに非るにても被は  
主と心は邪惡を除去へき事をも察るへきなり  
命の文なれば比禮掛伴男己  
下を指て諸とは云るなり

諸聞食止宣

是も初段  
と同を宣

備此段は上古より大祝詞と共に傳れる。是も天種子命の遺給へりしも  
 比なるべくこそ備是迄を宣命は文と互次に高天原爾云々とあるは祝詞な  
 り是に就て辨ふべきことあり其は先式の祝詞中、祈年祭を始として神主祝  
 部等諸聞食登宣と云る宣命あり廣瀬大忌祭龍田風神祭六月月次等も同  
 趣にて皆稱唯とあるは其神主祝部に向て宣が如くなれども然らず是神に  
 代りて承諾しむる比義なり凡て貴人に向て正しく云ざるは其を崇め尊ぶ  
 比至なり今比俗に書狀を贈るにも貴人に向ひては侍史或は役人御中など  
 書と同じ心ばぬにて神主祝部に向て申すも實は其神に白せる由なるを知  
 らし其は神主祝部より別に又奏上るに非るをもて著きものをや然るに  
 此大祝の宣命は唯親王以下に比し宣聞するが如くなれども然らば是も比  
 禮掛伴男以下に白て實は神に聞へ上るものなり其は官々爾仕奉人等の過  
 犯家牟云々の文意を考へても悟るべきなり故に此宣命之比禮掛伴男以下  
 に宣て神に聞へ上高天原爾云々の祝詞は神に宣白して集侍れる諸員にも  
 開しむるも比なる事を察るべきなり然るに高天原云々をも宣命は如く思

誤て集侍る諸員にのみ宣聞するものとし或は天津祝詞の別ありとして  
 己か小智に種々考定て何くれと言張る人も多うるをさる人等よ心を手穩  
 にして思も見よ若是を祝詞に非すとせばなとて祝詞式には擧られつるま  
 た是を何れ文例とかせむ古語拾遺、西宮記等又中臣禊詞と見ぬ神祇令大嘗  
 祭式等に祝詞と見ぬたるも祝詞と云べきを署して詞とのと書る由は総論  
 にも詞解にも徴を擧て辨へつるが如くなれば唯詞と比し云きに非るなり

高天原爾

高天原とは現に見仰る所は天津國、即大陽國を指て皇國より稱  
 言は號なる事は既くも翁等比發明かれたる確説に於て今は普

く世人比能知れる事となりしは實に地球は地球にして皇國の一大美事なり原  
 は天とのみも稱へ其天にしては天原といひ此地球よりは高天原と唱へしなり  
 (配れ開悉なる高天原と天津國にて稱る別天にして所謂恒星天は樞軸なる大眞  
 星を指て云るにて即天御中主神の主裁統領坐る御國なる所由は徴古新論を著  
 して委く論れば其に譲りて此處には洩しつ)さて此高天原は世界は祖國幽冥は  
 本府にして天照大御神高皇產靈神を始め八百万神等の鎮坐て幽政を執り造化

を司らせ給へる神廷にしあれば凡て世に所有人類万物、一草、一木も此神廷の恩頼に洩る事なし殊に人は皇産靈の造化の神靈に依て成出天照大御神の照育を受て生長するものなまば身に過犯す罪穢さへ無ければ根國底國にさすらひ失はるゝ事なやして必此の御國に復歸べきもれぞかしさて肥傳に高天原は即天なり天と云と高天原と云との差別は如何ぞと云にほづ天は天神の坐ます御國なるが故に山川木草花類、宮殿其他方の物も事も全御孫命の所し知看此御國土に如やにして尙勝れたる處にしあれば大方は状も神たちの御上は万事も此國土に有る事れ如やになむあるを高天原としも云は其天にして有る事を語る時れ稱なりさて然稱ふ由は高とは是も天を云稱にてたいに高き意に云るとは聊異なり日の枕詞に高光と云も天照と同意又高行や筆別などは虚空を高と云るなり今世にも天つ虚空を然言ことあり原とは廣や平らなる處を云海原、野原などれ如し万葉歌には國原ともありか、れば天をも天、原とは云なりさて其に高てふ言を添て高天原とは此國土よと云ふとなと註はれ

**神留坐**

神留坐は續

紀の直命に高天原、爾神積坐と見え神祇官八神の中なる玉留魂を神名式には玉積産靈と書るなまを以て加牟都麻里と訓べき事は論なしさて其加牟都麻里は師説に神鎮といふ言の志れ一言の省りたるなり其は万葉五に海原れ邊にも沖にも神豆麻利とあるも神鎮りれ義なるに思合して悟るべし都麻里に留れ字を用たるは忌岐須岐の須岐に大字を用たるが如く通書れ字を假用あるが例とは成るなり然るを後釋に都麻留は即といまる也今れ俗言にも物の滞て行違らぬをつまると云も留る意にて同じ又神祇官八座れ中の玉留魂と申す神名の都米もといめ也うられ行魂を留給ふ靈に坐す神なりと云れしはいかにぞや鎮といふ言は鎮定ゆる意留は留止れ義にて元より其意別なる言にて彼玉留魂神祇職員令、鎮魂祭、義解に言は招離遊之運魂鎮身、體之中府故曰鎮魂とあるが如く離遊する魂と心府に鎮定するの義にこそあれ引留る意にはあらざるをや又俗につまると云は切迫る意とどまるは滞留する義にて原より別なる辭なり且神漏岐神漏美命は原より高天原に坐ます神なれば鎮坐とは云べく留坐とは云べきに非ず留坐と云ときは天降ますべき神の留坐としに通ゆればこゝには然る義に

を司らせ給へる神廷にしあれば凡て世に所有人類万物、一草、一木も此神廷の恩頼に洩る事なし殊に人は皇産靈の造化の神靈に依て成出天照大御神の照育を受て生長するものなまば身に過犯す罪穢さへ無ければ根國底國にさすらひ失はるゝ事なやして必此の御國に復歸べきもれぞかしさて肥傳に高天原は即天なり天と云と高天原と云との差別は如何ぞと云にほづ天は天神の坐ます御國なるが故に山川木草花類、宮殿其他方の物も事も全御孫命の所し知看此御國土に如やにして尙勝れたる處にしあれば大方は状も神たちの御上は万事も此國土に有る事れ如やになむあるを高天原としも云は其天にして有る事を語る時れ稱なりさて然稱ふ由は高とは是も天を云稱にてたいに高き意に云るとは聊異なり日の枕詞に高光と云も天照と同意又高行や筆別などは虚空を高と云るなり今世にも天つ虚空を然言ことあり原とは廣や平らなる處を云海原、野原などれ如し万葉歌には國原ともありか、れば天をも天、原とは云なりさて其に高てふ言を添て高天原とは此國土よと云ふとなと註はれ

**神留坐**

神留坐は續

紀の直命に高天原、爾神積坐と見え神祇官八神の中なる玉留魂を神名式には玉積産靈と書るなまを以て加牟都麻里と訓べき事は論なしさて其加牟都麻里は師説に神鎮といふ言の志れ一言の省りたるなり其は万葉五に海原れ邊にも沖にも神豆麻利とあるも神鎮りれ義なるに思合して悟るべし都麻里に留れ字を用たるは忌岐須岐の須岐に大字を用たるが如く通書れ字を假用あるが例とは成るなり然るを後釋に都麻留は即といまる也今れ俗言にも物の滞て行違らぬをつまると云も留る意にて同じ又神祇官八座れ中の玉留魂と申す神名の都米もといめ也うられ行魂を留給ふ靈に坐す神なりと云れしはいかにぞや鎮といふ言は鎮定ゆる意留は留止れ義にて元より其意別なる言にて彼玉留魂神祇職員令、鎮魂祭、義解に言は招離遊之運魂鎮身、體之中府故曰鎮魂とあるが如く離遊する魂と心府に鎮定するの義にこそあれ引留る意にはあらざるをや又俗につまると云は切迫る意とどまるは滞留する義にて原より別なる辭なり且神漏岐神漏美命は原より高天原に坐ます神なれば鎮坐とは云べく留坐とは云べきに非ず留坐と云ときは天降ますべき神の留坐としに通ゆればこゝには然る義に

あらざるなりと有が如し神の後裔に神集神隨に類にて神乃御上に云言て古へは加牟と牟を體に唱へしをカノと刻るは音便にて正しうらを神を加牟と云は音便には非ず酒を佐加蓋稻を伊那那など云類にて上にある時音に轉れる格なりと註はれたるはさる事なれと委しからず稻を伊那酒を佐加と云とは其義聊異なり加美は元より躰音なるを上に加牟と云皇親皇親是は須賣牟都と訓べ時は用語となりて神に御上は崇詞となれるをや

などあるは須賣良我牟都と訓へき事論なけれど吾字なくてたゞ皇親と皇睦とあるは須賣牟都と訓て悪らざるなり皇は上にも述る如く尊と崇る詞親は親しと睦び給ふの義にて皇吾と同く當時は天皇に係れる詞なりこれ親は爵等の皆下に附く詞として彼万葉三なる王之親魄相哉は歌を引て解れつれ然のまにも局るべからず万葉なるは歌詞にして且王之とあれば必まか句を切ねば協ざるを此處は皇親また皇吾睦と句を切て讀も其義に妨なや却て穩よ通ゆる

### 神漏岐神漏美乃

神漏岐は神伊呂日子の意、神漏美は神伊呂日子の義なり後釋の神生祖男君神生祖女君と

云ことの約りたるよしに註れしより諸註皆こゝに從ひ來つれを吉胤は餘り物迂く其約も例なきことと思ゆるまゝ尙熟考れば漏は伊呂にて氣所生の約りたるなり其の記の天照天御神須佐之男命御宇氣比の段に佐賀美爾迦美而於吹乘氣吹之狹霧所成神云々とあるは天照大御神須佐之男命の吹出ま給へる御氣に三柱比賣神五柱日子神生出給しなり又紀一書に伊弉諾尊曰我所生之國唯有朝霧而濛濛之哉乃吹撮之氣化為神號曰級長戶邊命とあるは何れも御氣によりて神等の顯出給へりしなり其氣所生を約めて伊呂とは云り氣を伊の一言に云るは氣吹とあるにて著くまた神風の伊勢と云も氣の伊なり呂は所生の體を呂に轉して伊呂とは云り伊と阿は省かりやすき詞なれ其の省りて呂とはなれるなり依て伊呂母伊呂兄伊呂弟伊呂姉伊呂妹などあるは血脉を分たる同父母同兄弟を云りまた郎子郎女と云も伊呂は日子伊呂の日女といふ義なりまた入彦入媛など紀記に見えたるも伊呂の轉れる詞にて元は繼父母庶兄弟に分ちたる言なりを後に男女は交りをも色と云ことになりつるなるべし万葉十四の東歌に伊波呂とあるは母の事にて是も氣所生の訛りたるを知べと俗に息男思



女々の子息などいふも氣をり出たる詞なりさて此處に祖といふ意なくては如何と思ふべきを氣所生坐す御祖なれば殊更に祖とは云されども氣所生の根源を司坐よしなれば其中に祖と云の義と含ぬべき岐美は日子日女は約すたる言ながら一の尊稱の言となれるなりかれば神漏岐神漏美は生の御祖は天神と申すは此の言にて何れの神をも親と尊びては斯白す事あり但此處は皇御孫命天降設なれば天照大御神高皇產靈神は御上を指て云る事紀を見て知るなり  
**命以氏** 命は神等を崇めて申す命にあらず御言なり  
**八百萬神等**

乎 是は數多き神等を云り八は八十  
**神集集賜** 比 神は尊き神等の御所  
方八千代など云て彌は義なり  
爲を崇め稱ふ辭なり

集の都は連續積津など寄集る義あれは連續比約なるべしさて都度閉は他より令集の義都度比は自ら集ふなりこゝは詔命を以て集はしむるなればつゞはせの約にて都度閉  
**神議議賜** 氏 天神等事謀て議り  
定め給へるをいふ  
**我皇御孫之**

**命波** 是は大殿祭遷却崇神等の詞に皇我宇都御子皇御孫之命と見えたる同義もして何れも我は皇祖神の我を御自ら詔給へるなり御孫命は御眞子命の

義なり眞子は麻那古と訓て子れ子を云にわらず眞實の御子といふ義にて万葉には最愛子ども書り其御麻那古を省きて美麻乃彌己止と續紀の歌にも見えて古くより申し來れりこゝに御孫とある孫字は丘を乎五を伊の假字に用來つると同く假用たるなり然れば愛は遷々命を指て詔へるなれば天津日嗣知食す御代々々の天皇何れをも皇美麻命と申し奉る祝詞は文例なり天皇は宣命の文例にて古き祝詞には天皇と書ざるなり是を以ても此文即祝詞なること論なきを  
**豊葦原乃水穗之國** 乎 豊葦原は神代は昔天神等比高天原より此下界を指て稱へ給し號にして此

比一地球を総ねたる號なり今此世に所謂五大洲は第一に亞細亞と云るは葦原の國に近ければ若くは葦原比訛れるにはあらじと或人の云るも所由ありげなり豊は美稱なり葦は天地は初發の時先生初たるより其を打見るまゝにしかなづけたるなり水穗は稻穂の良善を賞譽稱へたる號にして是予皇國比御號に

は有ける又葦原、中國と云も葦原は廣や稱  
ひて其中の國と云ぞ皇國を云るなるべし

安國 止平久所知食止

事依奉岐

安國は安泰平穩なる國と云義なり事依れ事は字に如く萬事を  
寄託る由にて言は義には非き情事とは弘く萬れ上に涉る言ふ

はわれど此處なるは下に天津宮事紀に神事續後紀に公事なせあると同  
く何れも政は字に義にて後世に万機政を寄し給ふと云はせは意なり

此一段高天原と云より命以臣と云までは祭主の地、詞にて八百万と云より  
事依奉岐と云は、では神瀨岐、神瀨美命に詔命を祭主に宣る辭にて岐美命に  
係れり此詔命の旨を按ふに紀記には洩て唯此祝詞に於て存れりしは最々  
止事なく貴重き事なり其安國 止平久は此國土を平穩ならせめ所有天下の  
人民を去て惑へ惑る者なく各其道を盡して心安く世に住しめ給はむの  
神慮も自ら願れて最々く恐るれを天皇の御職掌さあるべき事なるに  
中古以來世は劫劫と打亂れ源平の戦南北の争より應仁、嘉吉に騒ぎ元龜、天  
正の亂ありて遂に武家世となりて天皇は紫雲九重の内に留し給ひ或は

詠歌、鞍鞆などに日を送り或は浮屠氏に瀆れて世を厭ひ給へるなども有て  
世を治め給はむに御職掌も闕させ給へるは彼岐美命に詔命にも協はせ給  
はで最々無味氣事なりしを岐美命に神徳空にからずして期在明治維新に  
御代となりて万機の政古に復させ給ひ安國と平けく治り行こそ尊多れ

如此依志奉志

是は上を受けて下を呼起す言なり次々  
に此例多くて一篇に體裁をなせり 國中爾國中

國一般の中にと云義にて久爾乃字知爾と訓べし後釋には万葉に據りて久奴知  
と訓れつれを其は歌詞なれば延ても約めても云るならむを此所はしか約めず  
ども正しく 荒振神等 紀に彼地多有盛火光神及蠅摩邪神復有卿木  
訓べきなり 威能言語とある同處を記には葦原、中國者云

々於此國道速振荒振國神等之多在云々とあるを合せて此段は大志を情考るに  
かた皇御孫命に天降り坐むと爲給ふみとを遺くも聞知て大國主神を始め此國  
に所有神も人も異しある事に思ひて疑ぎ立たる趣なり抑此國は天津國より成  
出たる國にして天神は八百万神乃御祖神に坐す事なれば此國は万事は終て天

神の神慮に出ざるはなすまた如<sup>レ</sup>天上之<sup>レ</sup>儀とあて何事も天津國に習ひ奉り服從ひ奉るべき事言も更なり然れば皇御孫命は此國に天皇と定め給ふべき元因<sup>レ</sup>あてて天神の天降坐坐ひと爲給ふに大國主神を始め此國に所有神も人も然る所由を得悟らで己が心たまにうと騒ぎ立しを數度の御使あてて後に其事解け其道開けて威悉く服從む奉る事とはなれりける備荒振は此方の徳化に服はせ長らぬ事を心たまに振まふを云振とは其<sup>レ</sup>所爲に上れ形容を述ふ言なす年祭御門の下に疎夫留とあるも同志此荒振といふことを後釋要解どもに疎々しき意すと註れまを心得かぬ人もあらむか其は我に順はしむるをいもむけと云るは面を向まむるなり叛は我に背を向るは意なり然れば疎々しきは俗にいふ疎遠なると聊らはりてそむくと同く我に仇なすをいへりさて此所には大國主神も坐とも神瀨岐神瀨美命より係<sup>レ</sup>爾<sup>ニ</sup>掃賜比氏<sup>ハ</sup>神問志は問と云言を延たるなり行をゆかし持をもたしなどれる言なれば神等は加美止母と訓へし

**神問志爾問志賜比神掃**

云が如しされば原は下さまに向ひても云つる言なるを後に

は崇詞となれるなす備問し給ふは其服從ぬ謂を問して御孫命は地球に大君と坐むべき大義を諭して面<sup>レ</sup>向々和し給へる由なり其は紀に經津主神武甕槌神を天降し給ひて大名持命に問はせ給へる天神に御言に高皇產靈尊欲降<sup>ニ</sup>皇孫君臨此地故先遣<sup>ニ</sup>我二神<sup>ハ</sup>驅除<sup>ニ</sup>平定<sup>ニ</sup>汝意如何當須<sup>レ</sup>避<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>とある是なりかくて大名持神言代主神等此國を天孫に避奉り給ひしかば天下に荒ふる惡神を悉く掃平けて右に二神<sup>ハ</sup>奏<sup>シ</sup>給<sup>ル</sup>を云り然るを後釋に此處に神掃は荒振神に係<sup>レ</sup>神問しは主と大名持神に係り然れば大名持神 乎波神問 志爾問 志荒振神等 乎波神掃爾と分てあるべき事なるに唯荒振神とのまあるは大名持神も荒び給へること聞えていふやなれども語を省きてよくも云るにやと説れしは心得ぬ事なす大名持神も始めは服從給はざりしかども經津主神等と神問しに問ま給しに依て遂に服從給へりし事なれば大名持神も此荒振神といふ中に包りたるなり

**語問**

りされば神問は云々神掃は云々と分て云べき事にいあらざるなり

**志磐根樹立**

根は底津磐根磐之根なとも云て磐の土中に深く入たる處をいふを原にて必しも土に入る入ざるに拘はらず磐をも磐根

また岩が根とも云り樹立は万葉三に木立之繁にまた木立不見などある  
によりて古多知と訓べし出雲神壽辭にも石根木立とありて此處と同し 草乃

垣葉乎毛 龍田風神祭詞に片葉朝野群蟻には破葉とあれど是も加伎波と  
訓べき由は大股祭詞に可伎葉と書るにて論なしさて其加支

葉は欠葉にて一葉は草葉も至損はぬを云り加計葉を云は一葉は中に欠たるを  
云加伎葉と云は置ふ付たる葉を人にもちれ雨風にもあれ欠去れて至からぬが

其置に残り 語止氏 後釋に今世に心をもて思へば自ら止たる如く聞えて  
たるを云り 乎毛といふに協はぬがごと通ゆめれを然らば夜米は

令止れ約りたるなれば他より止まむる意なりされば自身の上にいふ時もおの  
づから止む事には夜美と云て夜米とは云す夜米は殊更にやめむと思て止るお

とに云りしとあるが如しさて是は變異れ事を云るなれば水草の類は情有て言  
語つるにはあらず恐鬼邪神の荒びてかゝる水草の類にも恐託て人よ災害しつ

るなるべし後世にもた 天之磐座放 天は原より高天原を稱るなを  
まゝとある事なり 後には轉りて総て虚空をも天と

云こととなれり諸吉胤考るに天は明所見の義にて(青所見、葦萌、彼所見、仰見)され  
天綱なせし説もあれと書りなへりともおぼえす其を約れば阿米と云躰言になれ

るをも是を阿麻とも云は舟を布那人酒を佐加壺と云は類に同き言なり肥後建  
命は御歌に阿米能迦具夜麻とあるによりて天之とあるは必阿米と訓べしまた

天沼矛天之御杖紀に天石窟天遣手などある皆阿米能と訓べしまた記に阿麻波  
勢豆加比さては阿麻登夫などあるによりて天津日繼天疎天照など皆阿麻と訓

べし但し天地阿米那流夜天國押波流岐などは體言なれば乃と云ねど阿米と訓  
べきなりたゞ高天原はと高より積さある一格にて他の例に異なるべし(是を新

等の粗瀝に見過されしは何にや)さて體は御座の堅固なる由をもて稱へて云  
る詞にして磐戸石窟磐船石鞆などの類に同し座は身體を置處に云々位は座居

なり吳床は足座なり馬鞍も同し下に千座置坐とあるも物を置處を云るなり諸  
座座は皇御孫命の高天原に坐す時比御座を云放は波那知を訓て令離れ義な

り此處の上の神瀧岐神瀧美命は詔命より次は天降しとあるに連續た  
る文なれば必波那知と訓べきなりハナレと訓ては自他は別たがへり 天之

八重雲乎 是は幾重となや天地の間に立座たる雲を云記に天之八重多

も座をもの 伊頭乃千別爾千別氏 伊頭は稜威雄詰稜威噴噴な

別にて高天原より虚空を降り坐るなれば其道路なる八重雲乃中を道と云別

と云意あり道はもと知の一言にて山路野路なと云る知に御字を加へて美知

にも後にも敷多ありて更に異まき事には有ざりしなり借其往來の状はいかに

又丹後國風土記お與謝那速石里に天梯立ありし事見え播磨風土記に古賀那益

氣里に八十橋あり又古史成文に天村靈命天に參上りて降降り坐しを御孫命の

自後之小橋垂上也なきある浮橋も八十橋も大橋小橋も皆其實は梯立なるべし

し因なり其は今にも彼鳴神の大空に雲を捲て鳴はためく霧の靈成わるも塵て

をもて神の御上を 天降依左志奉岐 此處までは上の降命を受けて畜

思ひ覺るべきあり 久陀志と 調べし 連ねたる文なれば天降も阿末

此段は神降岐神酒美二柱神の詔命によつて此皇國を平撫給ひ御孫命

如此久依左志奉志上に 四方之國中登 朝野群靈の中

乃國乃とあるによりて與母乃久爾乃美奈加と訓す中は神武紀に國之垣區とあ

を美難箇と訓註あるによりて斯定りられたる田中頼房氏に説に従へり登は此處にてはなればとてと云意なり登と云詞は前後の議をさまごよに含持言なり下に安國 止定奉 氏とあるは數多し國々の中にして此倭國をよき安國なりと定奉てと云は瀨日之御蔭止とあると天、御蔭日、御蔭と成ぬべき遺仕奉れる御殿と云は瀨其他 大倭 記に大倭秋置津島、紀に大日本豐秋津洲とある意なり元は例多かり 長防より東幾内關東の諸國與羽ふ互る大名なり然るを神武天皇今は大和國に皇都を遷すめ給しより一國の小名とはなれるならむ同國城下、郡又大和縣あるは後之事にて其は崇神天皇の同郡に大宮敷坐し時なせり一郷は小名ともなりつるな是ひ名義は釋紀に關居住爲止とある 日高見 義よて上古此國は山の上多かりしを其中に人れ居住たればなるべし

之國乎

師翁は純高、國と云事は約りたるなりとて委き考説あり吉胤も最上國乃前に解たりしを今接へば發釋に日高見國とは山遠やあて

平かに廣地を云なり山の近き所にては山と空の日は間近く見え、日を見ゆるものなればなり大和國の中央は廣や平なる地なるをもて云り、と註とれたる予よき其は打見たるさまによりて何となく稱ひ傳たるまで凡らなる

古乃形狀さこそと思ひや是れ且文字の義にも適へばなり抑大倭置秋津島は何處も山の上にして今の大和國の中央の如き廣く平なる地は外に類も無しし由なりたゞ陸奥に日高見國あり紀伊に日高郡あり是等はたま、幾ほどか廣く平なる地のありつるなるべしかくて幾許は年代を經來りし今世となりては大和國に増るばかりは地は諸國に少からねども其は後に開拓たるもあるべくまた沿海は地潮水退き泥土乾き塌りて平地となれるも多かるべければ能々古今は景況を想像て考へ定むべきなり

安國 止定奉 氏

上ひ水穂國 乎安國 止云々とあるは皇國一般の上をいひ此處なるは皇

國の中にして大和國は天皇の大宮敷坐す地なれば取別て安國とは云るなり

下津磐根

爾 古は地を深く堀て柱を立つる

が故に斯は云るなり地底は多く石床なるによりて其を磐根とは云るなり(今世全ら礎をもて家を建てる事となれるは華美に移れるが故なり上古は堀立さる柱

にて眞なるが如くは見ゆめれど地盤  
暴風の憂なきはまたよしとすべし  
宮柱太敷立 柱は太きを貫るも  
のなれば紀にも其

造宮之制者柱則高太どあり万葉二に真木柱太心などあるをもて知べし敷は及  
にて斯伎斯久斯加牟なほ上活き斯理ども通へる詞なり太敷立は太き宮柱を下

津磐根に及し立といふ義なり記よ於鹿津石根宮柱布乃斯理とあるも同義なり  
また於高天原氷椽多迦斯理とある斯理も及なり祝詞にもに脛間高知とあるも

脛上高及の義にて酒を瓶比口の上まで高や及ばしと云意緒又万葉に天皇之敷  
座國新年祭詞に皇神能敷坐なほあるは傾坐の義にて其意は異なれども斯理と

斯伎と詞の通へるをしる  
高天原爾千木高知氏 千木は爵等比  
べたなり(師説に據れり) 説もあれど古

胤考るに連木の中略なるべし其は今も伊勢神宮の大宮造にある如く左右の軒  
は妻なる謂ゆる博風木比棟にて行合たる處にて組連て其末の高く上に出たる

所を云るなれば其行連ひたる状もてしか名つぎたるならむ尙上古家造比棟を  
思ふに長き木を左右より斜に立合せ上比方を組連へて結止めたるもれなり其

を原にして千木ども博風ども名づりて後には種々比製法も定りつるならむ倍  
これを肥に之昔氷椽とあるはいかにといふに是は博風木比約り也(ハフの約り

フなるを口に轉したるなり)ろは博風の組連へたる上の方を千木と云るにて同  
し木なれば其を博風木ども稱つること決し延暦儀式に上博風肆枚(長一丈八尺

弘八寸厚四寸)號稱比木とあると千木を云るなりまた大神宮貞和御饗記に組目  
上謂千木組目下謂博風とあるにて知られたりまた大殿祭詞に天の血垂とある

は此博風の事を古くはしわ云るならむ(記に登陀流とあるも血垂と通ひて同義  
なり)其は彼長き木を繁く立合せさる組目の上を千木といひ組目の下を血垂と

いひて血垂は千木垂の義なるを後には両端に比と千木を立る事となりて博風  
比製法定りつるより其端なるを博風と唱へ其両端の間に繁く垂下りたるを垂

木といひて血垂登陀荒の名義今は絶つるなま然を記傳に連木と云をわろしと  
して眩木比義に説きたるぞわろき其は比知を比と比と知とのみ云るは有まじ

き事なる上眩の折たる形を物の名として高天原に及ぶを稱言爲はいかにも  
似つうはしからぬ詞にあらずや高知は上に連る如く高及ふて高天原にも及ぶ

べく高く殿重きよまに祝たる群なりさて下津磐根に高天原宮柱に千  
木太敷立に高知と互に言を對へて文を成たるは最愛たき群群なり 皇御

孫之命乃 此處は神武天皇を  
美頭乃御舍仕奉 氏 美頭は  
水穂瑞

籬なご云美頭よて何にまれ美麗や珊瑚重き物を稱譽いふ群なり御舍は御在所の  
議なるを里と良と通言にて阿良加とは呼るなり所を加と云ハヌカ、シヌカ、イ  
ナカなご多かり仕奉は後群に造り奉るをいふ凡て下なる者の上  
の爲にする事を何わざにて仕奉と云なりと註れたるが如し 天之御

蔭日之御蔭止隱坐 氏 天御蔭は天神等比執政て造化成志給ふ  
處は風雨霜露あるは雷鳴なご比神隠れ

こもり給ふべ此蔭をいひ日御蔭は大陽を傾しめす天ツ日は光輝を直には受  
給はで隱坐料にとなり夏天なご比照はたよく日光を直に受てて得堪ざるも比  
なればなり隱坐は後群に加久里と訓べし隱とは御殿は蔭に覆はれて其  
内に坐まを云々人に見えじと隱るよにはあらずと註はれたるが如也 安國

止平氣久所知食 武 此安國も日高見國を原にして皇國一般にも及  
べるなり(田中頼庸氏の定られたるには永享本

によりて此次に如此知食  
須比五字を加へられたり

此段は神武天皇の大和國に敷坐る皇大宮を造り仕奉れる時比狀を云るな  
れば此處に大祓の此御代に行はれし事を知り又天孫子命比事執て撰修給  
し祝詞なる事を思  
ひ定むべきなり

國中爾成出 武 國中は上の永穂國と同く皇國一般の國々比中に云  
る意なり成出 武は生産出たらむの意なり武は往先を

係たる群なり此所は始めより  
言起す心にてしう云るなり 天之益人等 我  
益人に天と云ふと  
を冠らせたるは所有

人比限まは悉く天神と坐す皇産靈神の造化の神徳に依て世に生産出たるも比  
なればなり益人は紀に伊弉諾册二神絶妻之誓比册册比一日に千頭益殺と詔



給ふに諸尊打返去て一日に千五百産屋を建むと詔坐しを原にして人は子孫の  
蕃殖ゆく事を神等比守り給ひ祝給むて益人とも青人草とも詔坐まならひ然れ  
ば益人は數の益る人といふ義青人草も草比青々と盡生さ  
まに准へて人民の蕃殖を祝たる詞なるを思ひ合すべし  
**過犯** 家牟 後釋 家牟 後釋 家牟 後釋 家牟 後釋

此罪條の中にはおれづらなる穢災などもあれば過犯とは云べらざるに似  
たれどもこゝはされと委く事を分て云べき所に非れば姑く過犯せる罪に付て  
も云べく又自らなる穢災なども其身おと過犯したるにはあらね他より云ばそ  
れも同く過犯せるなりとあるに従ふべし備上に所知食 武云々成出 牟云々など  
ある武は往先を係たる辭なるを此所に到て 家牟と云過去の辭を用たるは今行  
ふ所の大祓に出たる罪條なればなり凡て後の御代々々までを係て云る詞の中  
ながらも現に過去の罪穢を祓ひ清むべ  
き大祓の祭場にしてハ然ぬふべきなり  
**雑々罪事** 波 天津罪 止

天ツ罪と云は云々といふ意なりそは須佐之男命の高天原にまて犯し給へり  
罪なるに其所爲を此國人に犯せるをも天ツ罪と云にはあらき天津罪 止法別氏

とあるも天罪と宜別おきてと云義なるを思ふべし上文に天益人等 我過犯 家牟  
雑々罪事 波と云より連續たる文なれば是をも益人等が犯す罪予と雖も思ふべ  
けれと然らず此文意は犯 家牟 雜々罪事 波といへるより生磨斷云々と續く意な  
るを此大祓を行ふ事の起元ハ須佐之男命に彼八罪を犯し給へるより發起つる  
事なれば先其高天原にして犯と給へる素比罪を云では應はをそれを云出る  
ら天津罪 止云々といひ其天ツ罪に對へて當今人比犯せる罪を回罪と名を擧  
て出せるなり然れば神武の御代大祓を行給し時彼天  
ツ罪を犯せし人比有無に拘らざることを知べきなり  
**畔放** 畔放 畔放 畔放 畔放 畔放 畔放 畔放 畔放 畔放 畔放  
を界ひて水を灌  
へしむるものなり今是をアセと云は畔の背なりそれ取放て  
ば其界をよだるのよならず忽ち水洒て苗は生育さるなり  
**溝埋** 溝埋 溝埋 溝埋 溝埋 溝埋 溝埋 溝埋 溝埋 溝埋 溝埋  
といふ用  
言れ約きて體言と成れるにて遠きより水を引來て田に  
溉ぎ入る水道を云其を埋むも全田作の妨を成むとなり  
**樋放** 樋放 樋放 樋放 樋放 樋放 樋放 樋放 樋放 樋放 樋放  
川にまれ土中  
よる水を通はして田に水を引料に携へたる物なり  
是も其繩を放破る時は田を養ふこと能はざるなり  
**頻蒔** 頻蒔 頻蒔 頻蒔 頻蒔 頻蒔 頻蒔 頻蒔 頻蒔 頻蒔 頻蒔  
これを紀に重播種  
子とあり此字は如

く一度蒔たる上に幾回も蒔をいふ垂仁紀に重波万葉にも重波は彌及々などある志伎にて及蒔の義なり蒔るべく及蒔する時は前なるを妨げ後なるも必生育さるなり同じ稻種にても再び蒔るれば共に生育せずと云り況て異えた種などを押蒔なばいかま妨ならむらし

串刺

紀に挿鑊とありて盜賊律挿

申罪とある其附録に圖を出せり其形櫛に似て大さ斗楯の如しそを以て稻穂を刺取にせし由なり考には穢申を刺立て人に足を害はしむる義に解れつれと古語拾遺に穢往其田刺申相争とあれば其田に申を刺立て是は我物なりと相争しむる由なり

生剥

是は令生おきて其皮と刺取をいふ此生剥の罪

を犯し給へるは紀に日神居穢服時則生剥班駒納其服内とありて生おがら皮を剥て服内に投納給しなり其を罪れ方に執は其不仁慘刻の所爲を恐てなり

逆剥

記に逆剥天班駒剥而見えたるを其逆とはさかさほに剥と云の義なり凡て獸皮を剥には腹の皮を堅さまに割て毛並に隨ふが如くまて左

右へ剥も此なるを尻れ方より逆さまに頭れ方に剥と犯は其皮荒て便あしきも此なりと云りされば生剥と逆剥とは一事の如やなれど其所爲別なれば二罪と

したる

尿戸

後釋に久曾閉と訓れつるに従ふべし閉に羅行は成語を添て閉なり

なりさて此一條は記に於開着大管腹尿麻理散とある時の御所爲を罪に取たるにて殊に忌まはり坐す齋場なれば穢すまじき處なるを穢ま給へるが故なり斯在し事どもは最も穢き此祝詞また彼紀記にも載られたるをあるまじき事に思ふ人もあらむか是我古典は外國や乃傳へに異なると真正の實蹟を包隠せ飾らむ有のまじに記されたること

許々太久乃罪乎

後釋にことごとくことごとく事をこきだくことごとく

ことごとくうきたやなど様々に云るを万葉に多く幾許の字を番

天津罪止

法別

氣氏

法字諸本に告とあれど永享本に宣とある予正字なる者此處は高天原にして須佐之男命の犯し給へりし事どもは云々と云罪

どもなるを今其を犯すものと有無に依らず別段の事として天罪と云別おきてさて國津罪止はと續く意なき法別は別に取離ち置て國罪れ方には算擧られざ

るを云  
なり

此段の天津罪止云々此件は暫く傍に取離ち置て上なる雜々罪事波と云より直に下れ文に續々意にて見るべきなり

國津罪止八

是は天罪に對て此國にして犯せる罪を國罪とは云るなり 備天罪には止とれと云てこゝには止八と八れ字を置たる

は絶て止八と云は彼と此と區別を立る辭なり依てこゝの罪は根元たる天罪と云は云々と揚げて此大被れ起る元因を知しめ置さて現今過犯す所は國罪と云之云々といふ義にて 生膚斷死膚斷 この斷は用言なれども罪名其本旨を現出せるなり

此は生人にもわれ死屍にもわれ其膚に疵を付る穢を以て罪と爲るなり人比身を傷る惡行の方をもて罪とするにはあらずと註はれたるを想ふに抑人比身は天神の賜物なれば天神にも父母も恐れ懼と身體髮膚は誰も自ら重とすべき事なるも其と他より切斷は先天神に不敬なるれとならず同類相傷ふ不仁の所

爲なるは其人れ心の穢より起れるにて惡を罪と定めつるものなれば惡行れ方をもて罪とするには非すと首放つべき事には非るなりかきて此罪相似たるよと生剝逆剝に對て一罪なる由に云 白人胡久美 白人は和名抄に白癩和名之良る説は論に足らざるなり 八太とあるものなり之良八太

又て俗に白癩たると云もれなり(それ膚をもて呼ぶと直に其人をいふとれ違ひあり)世に生ながられ白子ちて中年にして白癩風と化るも共に同じ穢に屬たるなり胡久美も同抄に癩肉和名阿万之々又古久美は醜敗類人の義なるを重る一ツの美と志とを省きつる也人を美とれと云は君人田人など多(醜)とは何にまを其物を卑し死馬ていぬ辭敗類は色葉字類抄に紅は(ハ)とある久美にて今も粉米菜蔬なとれ腐敗するを久美留と云と同言にて彼病症に腐敗する状れそむに似たれば醜敗類人とは云るなり(以上は後釋によりて考へ得られし師説を約めて擧たるあり)さて首胤接へらく此二ツの元より穢き疾にはあれども己か造れる病にも非せ父祖の血統に依て世に然る者も少からず其を罪として神等のさのみ忌嫌ひ給はむは甚情なき事に思へりしを考に蘇羅人高句麗は義な

るべき由に註はれしも後釋に辨へられたる如くなればいかはせむ或人説に  
 白日床久美は義なり床久美の久美は久美度の久美にて白晝に闇中に入を云て  
 罪に數へたるなりと、又また白人は人を代物にして賣買するを以て胡久美は  
 子姪りにて誕生れ子を生育せしめざるを以てふなとの説もあれと今按へば然ら  
 せ上に擧たる惡疾は説に従ふべし是は元より穢き疾なれば神は嫌はせ給る  
 也其は彼履中紀に談路島坐伊弉諾神の飼部は鯨の疵は臭氣を惡坐る事など思  
 ひ合すべし然るに此惡疾も種々ありて父祖は血統に与れるも多々又さもなき  
 家人は此疾に罹るもあるべし聖元より神は御厨めに与れるなれば古くより天  
 刑病とも云るになむされば先祖の惡事によりて神の御厨めを受しより子孫は  
 末にも及べるはあはれむべき事なり又外國の教などに耽りて我神國は神は  
 背ける者は其御厨めを受るも多かれとざる事とも之悟らぬは甚々憐むべき  
 事ぞかしされば惡疾は血統たりとも誠實の眞心を清潔にして神を敬ひ天皇を  
 母以奉り未然に身の養生を慎みなば必神の御幸ひありて病疾を免るべきなり  
 然るを後釋に就に依て此惡疾の直るにはおぼされども被物を出して願へば其

穢の消まる也とあるはいかに予や祓の眞義を覺得たる人を齋主として患者も  
 眞心を以て贖物を出して復古の大祓を行ひなば白人にも胡久美にもわれなど  
 の本復さむやもよる重挫の惡疾だに本復るらば況て  
 他し諸病の愈さる事はあるべからず魚鱗にな思ひ過し予  
 己母犯罪

己子犯罪

自分の母を犯し自分の子を犯せるを云り後釋にたゞ母たゞ  
 子と云すしてニツ共に己といふは次の母與子犯罪云々の母

子とは同じからざる事を顯はせるなりと註はまつるが如しされども此の神災  
 段大祓は條に上通婚下通婚とあるを引てオヤコマハケと訓れたるは當らずか  
 くて唯オヤコ通婚したる一擧となりて本文の讀に協はず此の此所は文も此  
 大祓詞と同一何れも事をひとつとに擧たれば上通婚は此祓詞にしては己母  
 犯罪に當り下通婚は己子犯罪に當れり然ればオヤコマハケと分別てこ  
 ろ訓べき所に有けれ緒こゝに犯すと云るは實の母實の娘は更にも首は元  
 無縁なるも父母となす子となりたるに通婚するは神等比嚴禁し給へりし事な  
 るを其御掟に従はずして推てなす惡事なまば犯はと云どもざる事なれとたい

婦人に交會するを犯すと云馴たるは若き女なほには押捺めて過ふが多かる由なるより轉れる言なるべし○神宮の定本には此所に川入火焼の四字を加へられたり大神宮本紀また儀式帳其他の古書にも見えて延喜式に見えぬは漏脱たるにやあらむ諸是を加波伊禮保也伎と訓て人を川に沈め溺らし又火を放ちて家を焼き人を焚傷るなほ不仁の所爲なるを以て罪とぞるなり

### 母與子犯罪

後釋に先一人は女に娶て又其女に女子のある

にも娶を犯すとは云るなり母とは其女子に對ていひ子とは其母に對て云るにて己か母己る子にはあらせ云々を註はれたるが如也

### 子與母

### 犯罪

後釋に上なるは先母にあへるは犯しにはあらせして後よ其子をもつらねて奸るが犯しなりこゝなるは先子にあへると犯しにあらせして

後に其母にも奸るが犯しなりと註れしが如し此處をも辭の文とせし思執れる人の有は甚漫なり文辭は爲に無用の言を加ふべき處非るをや

### 畜犯

### 罪

紀に畜を氣毛能と訓獸を氣太毛能と訓後釋ふげモノは毛津物に盡なるべし毛和物毛魚物とも云りモノは飼物に加比れ約り伎なるを計に通

はし云るなり毛物の害にはあらす六畜は人家に飼置もたれば飼物と云なりとあるが如し記の冲哀段に馬牛猪雞犬婚なほ見えたる是なり

### 昆

### 虫乃災

記乃雄略段に御歌に波布牟志とありて虫は道を以て恒とす中には飛もあせせ其恒とする狀に付てはふ虫とは云るなり鳥も飛の上には民の住處野山に雜りて假初なる穢なりしかば虫の害も多かりしならむ今

にも蟬、蚊、蠅、蜂、蟻、壁子などの類又北越はツ、ガ沖、蠅、ハ、なほは一度喰るれば命を殞すに至れりまた人れ身體中に生る房の虫も種々多かり諸れ病も多くは此昆虫の災より起るもたれば是が爲と論を短くするもの少からざるなり

### 高津神乃災

師説に種遺方(災は區別篇八

條中に母能乃解とありて母能乃解波乃治古但解介太業乃解多加可味解とある高神と等しや恒に虚空高を飛行く閉ゆる仙人天狗、狗實、なほは類に如き總て人の眼目には見えざる妖怪をさしていふの總名なりされば同書に物怪の中に収て依託るとは云るにて此災は今世天狗に勝されて行方知れず成れる者ま

たはさる妖魅色のもの謀て世を擾亂り或は病を發起しむる類を指て高津神の災  
とは云るなりとあるはさる事なり此を後釋に雷を云なるべしとあるは明遠へ  
り雷も此中なりとは云もすべけれど雷に用れるにはあらず又今世  
に河伯に捕はれ狐狸を憑託るゝなども其父の一部なる事を思ふべし  
**高津**

**鳥乃災** 鳥は高く飛行ものなれば古くより高往高行ハ隼なと云へれど必  
しも空高く飛翔るにも周らず人家に近づきて不祥を導き妖を爲す

類は怪鳥を云り鵄鵄は小兒を掴むなとは更にも言す彼源義家源頼政また藤原  
成有等が射鎮めたるてふ怪鳥なとも其類なるべし又漢籍どもに見えたる姑獲

鳥、鬼車鳥、鳴鶴なとも此類なり又中ふは神の靈にもあれ妖魔乃魂にもあれ鳥に  
依託まで祥瑞を示し災殃を爲すことあり其は神代紀の無名雄神武紀に八咫鳥

なとは何れも尊き神の命令を託持る鳥なるを迂却崇神詞には其無名雄をも高  
津鳥歿とあるは天稚彦の爲には斯云けむもさる事なりまた盛衰記に鶴を天狗

は乗物なりといひ寶物集に慈惠良源が金色比鷄と化れるとあるなとも高津鳥  
の類なるべし是を後釋に大股祭詞 爾天乃血垂飛鳥乃禍無久とあるを引出て微

せられし説もあれ血垂は上千木下下に辨置つるが如く記に登陀流とあると  
同物なれど恐らくは煙出まの事にはあらずなり且飛鳥乃禍といふは全ら大

股に關れる殃にして人の上に係る事にはあらず其は大股祭詞なれば大股を主  
として述べる詞にて彼博風を鳥とも比つゝき破を損ふ禍無くと云れ義なれば

諸鳥の毒さては我などを籠上に落すなどいへる事のあ  
るべき事とも思えず考はた譚義などの説は信がたし  
**畜仆志** 後釋に畜  
など死

するを多布流といふ多布志は令馳にて殺むを云さて是の其罪は名目に云るな  
れば世に人を殺したるものを人殺しといふ類に休言に訓べしとあるが如し人

家に養へる牛馬は勿論雞犬等に至るまで斃れしむるを罪とす其は潛かに斃て  
殺し或は毒を與へ咀術なとして斃れしむるもあるべし是は其主を恨ま仇あふ

事なきありてかまた利を食まても爲る事ありけむまた今にも屠  
者なきが陰に毒を與へて殺ま皮を剝取事などあるを思ふべし  
**蠱物爲**

**罪** 後釋に字鏡に蠱は万自物とありまじなひ物に憑にて人を呪咀ふと其毒ふ  
るわざなり云々蠱物の罪と云はずとて是にのま爲といふ言を加へて云る

故はたゞ靈物の罪とのまにては人にまじものせられたるも従にて罪なるに紛ふが故なま」と註れたるが如し今、豐前豐後兩國に狗神といふ事あり是も其類なるべし是に就て辨ふべき事あり考にらるる術どもは皇朝に無うりしわざなるを本外蕃より來れる故に西南北國に在るなり是も此詞のいと上代の文にあらざる一の證なり」と云れまはいろよや彼狗神、蛇神などの卑き術こそ後に外蕃より渡り來しも此に非せとも定め難かれと勢根、樹立、草の欠葉も言語て妖鬼の荒びし時代にはかばかまの術などかならむ紀一書に時天神見其矢曰此昔我賜天稚彥之矢也今何故來乃取矢而呪之曰若以惡心射者則天稚彥當遣害とあるを按ふに呪は字書に詛也とありて詛字は請神加殃謂之詛とありて是は尋き神比上にもありし事にて磐長姫彥火々出見尊比御上にも見えたるをさて當遣害を麻自許禮那牟と訓るハ御門祭詞に天能麻我都比登云神乃言武惡事に相麻自許理云々とあるに同く妖魅あるは狗狐比類に相交こる義にて眞を受る意となりはたされが罪ともなれば靈物爲罪とは云るなまされは此等の文をもて此祝詞を上代の物にはあらざるを證と爲られしと既に後釋にも辨置れしと

### 許々太久乃罪出武

此類より起れる惡行を云て

とや甚もよきありたらし強説なり  
 上に奉たる罪の外にもあるべきを取給てまら云るなり出武は今ハ大祓に就て既に出たる面なれば許々太久乃罪出奴と事を決ていふべき感なるを出武と往先を讀て未決比首を用たるは事を緩めて凡らかに云述たるを次に如此出波と過去になして受たる事切迫ならぬ古文比首を深々味はふべきなり

此處に尙論ふべき事あり彼こ、たくは罪比中にも生庸斷、死庸斷、己母犯罪、己子犯罪、母與子犯罪、子與母犯罪、善犯罪、善仆志、靈物爲罪、其他不敬不忠不孝など此所爲は惡心ありて犯せる罪等なれば神等の御罰を受むもさる事なれど白人、胡久美、また昆虫乃災、高津神乃災、高津鳥乃災、なまは自らさる思慮もなまして災難に罹れるにて其罪とは定め難きが如くなれども然らず波惡疾なまも其元因は心比穢によりて神等の御罰めを受る面なる事は上よ述るが如し一徹を奉るは元弘比當後醍醐天皇、笠置山に皇居を構へて北條比賊軍を防がせ給し時笠置村の人民は忠誠を仕奉しを隣村なる飛鳥路の

人民の賊徒を導きて皇居を焼しめ長くも天皇を路頭の塵に惱め奉りし事ありしより今にも此二村交りを経て國敵の如くなるに飛鳥路の人民は悉く彼惡疾の血統なる由なるは正しく神の御刑罰を受つるなるも此等此類世に多かりまた雷に擊を妖魅に誘はれ虫鳥の難に罹るも云もてゆけば此心の穢と怠りより起りてそを即穢とも罪ともなまて神等此御心に違へるなりさる災害にも遭るなれば速に此大赦をもて其穢惡を未然未萌に防ぎ遇りて恐けれと彼天照大御神の御名に負せる嚴御魂と此魂と清潔からしめ其穢惡は願れて身比罪咎と成れるにも此大赦を行ひて彼須佐之男命の我御心須賀須賀斯と詔給へるが如く經や天罪、國罪を犯せるにも速に前非を悟り深や身比過を悔ひて本つ眞心に返るなば其心清潔になりて嚴御魂にもとささし隔なからむもの予さて上古淳朴の世には事々しき法律などいふ言事はあらざりつる事と思ゆれば此處に擧げられたる云々の罪なき予處願に亘れる上古の法律とも云つべきなりされば上古は別に教法と云て人民に説諭す事もなく死て法律などあらむや唯人民の罪穢ある時此大赦を行ひて心身を祓清免させ給はしにて世治り國靜なりしてふ實に貴き神事にして大寬仁の重典にぞある

### 如此出波

よく出なばと云る體なり前に如此出牟と將來を云てこゝに過去を云るに言辭の餘裕ありて此篇は一格となれり下にも所聞

食牟とありて如此所聞食豆波とありまた香丘牟香丘波失丘牟失丘波など同例なり

### 天津宮事以氏

天津宮事とあり太祝

詞事乎宣禮までは地詞にして大祝は所作を示したる處なり是は天津國は太宮にて行はれし所作を中臣氏に傳來てさすがに捨置がたく此處に打出て白し論されたる同なるを悟るべし天津宮事は天宮宮政なり天宮とは高天原なる天照大御神は太宮をさして此國より稱する号なり事は假字にて政の體なり其は神等の事執給ふ政を神政と云紀に國事神事など書るも同し(天皇は天下を制令給ふを現政と云紀に願露事續後紀に公事とあるも同し)政乎末都里基登と訓は祭政の義にして凡て天下は政事は祭典より起れる事を知べきなりさき上伴の罪とも出發れたらむには先天神等の教置給つる天宮政をもて云々せよとの意なり



# 大中臣

中臣といふに大といふ尊稱を添たるにて多く主上の事を預る職掌にいふ例なり御巫を大御巫といひ宮主を大宮主と云る類なり

中臣とは中臣善辭に本末不傾茂檢の中執持且奉仕留とあるとはじめ中臣本系帳にも皇神の御中皇御孫之御中執持伊賀志梓不傾本末中良布留人稱之中臣者と見えたるなほ全中臣の氏詞にて神と君との中執持て仕奉る職掌より負つる稱なき扱其神と君との中取ると之恒に祭奠を重として神の請し給ふ事も君の神に願ひ給ふ事をも共に美しやうづなひ給ふべや中取て奏す臣といふ義なればそれ即其職掌は名とは成れるなほさるは天兒屋命神事は宗源を掌り給ひ其御孫天種子命神武天皇は御代に専神事を掌り給しより以來神事は此氏人に隸する職掌なれば遷よは氏ともなきるなりかくて續紀神護慶雲三年の詔に因神詔有<sub>二</sub>大中臣而中臣朝臣清磨賜姓<sub>一</sub>大中臣朝臣とあり此時より此氏人は大中臣となり此詔に神詔とあるは即此大祝詞をさして云るなれば此祝詞よりて大字を加給しなり扱此三字近頃諸社に用る祝詞に多く省て奏さるは神官に種々の姓ありて中臣に属れるにも非れば狡恣に省きつるもれなるべし其は職掌なりし本因には心づついで後に中臣といふ姓と成れる上にと據るが故なりされば姓は何氏にもあれ神官として仕奉れる其始は大朝廷より隸られつるが多かれバ其仕奉に神と君との御中を執奏して仕奉るべき職掌なる事勿論なれば吾姓にハ掛はらで爾此三字をも加へて奏すべき事にこそ扱其大はもと朝廷の公事に自ず尊稱に添たる詞なれどもまた朝廷のならぬにも省きて唱ふべきにも非ず然れども中臣氏にも自れ氏人にも自ら宣れる文中に自らしか唱ふべきにもありざれば上に連る地詞なる事と知るべし(尙下にも)

## 天津金木乎

考には楓之木の義に解れ後釋ふは文選に以茲

蘇離を以て註に蓬小木枝也とあるに據られ要辭には細木はすべて其名なりと皇免師翁は嚴穆之樹は義に解れつれきいづれも銘なりとも思はず古風年とるこゝ柄を指めて漸く發明得たり其は先古は此大祝式の行はるゝ以前宮中にあて爲上中宮東宮などの御贖物を進る公事あり廻を四時祭式御贖條下に卜部

各著明表其一人執御座二人執覽世和世二人執盃云々と見以て不知年代年中行事に卜部持盃授中臣官人官人侍中臣女供之件盃中入二人形二枚實柄人形二枚

原紙其結其上と有宮主務事口傳抄其他にも見えたるは主上の御人像を  
 にせ二枚造りまた實揚にて二枚造りしかりは堅固なる方に執り實揚は關  
 々に集める方に執て大政の起元の時より用初給し天津宮殿は神廟なるべし  
 た大政副比後には東西文部の呪文にも神以象人請除禍災とあるも彼御願を漢文  
 に轉しせしめ給る事と通えたり然れハ主上の御人像を鐵にても金銀にても金  
 ハホ木の職名なれば金字に泥ひてうら匠造りたるを鐵には木を以て造る事  
 どなきまた銅並以下は鐵より木を以て造りたるならむをそれも主上は御人像  
 と元と兼そそれには當べき木なるをもて金木とはいひつるなるべしさて其木は  
 元後實揚なりしを後には鐵をもて製られしと見えたり然れば此處は實揚にま  
 れ鐵にまれば數多の人形に代りに此物造りて置足はせるに予あるべき備此處  
 に辨ふべき事あり其之世に振詳たる書等故延曆官符さては式などの用物に  
 備とあるを思ひ辨められたるより此金木をも置座に造り用る物予と心得て  
 此處を重給られたるはゆかにぞや橋は四神祭式に橋梁とある如く即千座置座  
 此處にこそわれ金木とは別なり心を平穩にきて扱も見よ天津金木云々して

千座置座 爾置足 波志 且 である爾の字は於千座置座といふの義なれば其千座置  
 座に置足はすべき品ふあらざれば應はざる事云も更なるをや然るを考後釋後  
 々釋要解などに置座に造る事をいはずは言足らぬ如くなれども造るといはず  
 してたりに千座置座云々といひつゞけたるは古文れさまにてろやさはに云る  
 例多しと述べられたるはゆかにぞやあはれ世人さる例もあらむと踏ひつるこそ  
 不審けれいかに古文なりともかく明るに於千座置座置足ハしとあるを置座に  
 造りて其上に置足はす事とみるが如き文法  
 はいまだ置て見も當らぬ事にこそ  
 辨下にも  
 辨ふへし  
**本打切末打斷** 氏後  
 千座置座 爾置足 波志 氏

座は前にも云るが如や倉敷なとく同く物を置所をいふ千座は其置所の數多き  
 を云置座は肥に置戸なりともありて數多うる置所れよしにて贖物を置く案の  
 事なり其制法はいかにと云に式に其名見えて棚案、懸案、板案、栞案、など猶さま  
 とわきて是等の案上に置物を倉代物と云るを思へば何れ案を用てもそれ即置

座なれど尙楷案を用られたるふやあらひさて置足はすものは金木と菅麻とを主として彼太刀、弓矢、砲、其他をも此二種に包たる也

# 天津菅

曾乎 師説に清麻は義にて麻中にも殊に清潔しきを稱て云るなり物に清潔を須賀といふ事ハ今はとく人の知れる事なま曾わ佐芋は約りたる言に

て佐は眞と同一麻れ上品を眞芋と云とり佐芋ともなま曾とも約れるなり祓には必清麻を用る習なれば麻といふ事を畧て恒にはたし須氣須賀とのまも唱りされば万葉三に天有左佐羅能小野之七相菅手取持而また神樂歌にも奈加止美乃古須氣乎佐紀波良比など見えたるま菅麻とはなくて唯菅とれま云るは當時祓に用る麻は恒に須氣須賀とれま唱りしが故なるべま總て物の名は何に依れ其事其物に必局れるは畧てまふ事恒に例多かり酒はもと酒水と云て藥水は義なれば水と云ず本麻なるを其美稱に就て酒とれまいひ時雨は及々降といふ事の約れるなればしくれれ雨と云べきを只しくれとれま云ひ御執しの弓御佩しれ太刀といふべきを只御執し御佩しといふが如く此清麻も美稱の清とれま云て麻といふ事を畧さぬ事と成れりたるま述はれしは能考へ得られたり式に大祓乃用物を奉たる中に菅れなきをもて今笠なきを纏る菅れ事にはあらざるなりまた七相菅とあるは七節菅の義ならむも今いふ菅は節あるもれに非るにても麻れ長きを云るとを知べし麻は肥れ沖真段に國之大奴麻とあるを以じり天武紀また令なまに毎家に麻を出さまめ給へる事の見えたるは此八針に取割て其災を厭ひ給ぬれ料ならで何の故とかせむ今れ世にも幣帛、太麻など總て此麻を用るにても思ひ定むべきなり

# 本蒨斷末

## 蒨切氏

上の金木に本打切末打斷とあるに同事なるを草なる説に蒨と音を替たるまでなり

## 八針爾取辟氏

針にて細るに割を云り是は彼清芋を數針に取割て細く分て金木にも大奴佐にも附るよしなり借此大奴佐も祓申も伊勢にてハ葉付の神に木綿と塗て用つるおと年中行事に見えて今にも然まざるを朝廷に大祓には金木をもて申とし其に菅麻を割て塗たりしことと通ひて古書に天津金木申、料天津菅曾、麻、料とありしを見し事あれと書名を忘れたる彼神樂歌に中臣の小菅を佐紀波良比とあるは割麻の義なる事袖中抄に引る孫姬式に裂菅麻而禱神とあるにても知れたる

諸此次にも千座置座云々の詞あるべきを前に  
譲りて省れつるにて是予古文に例多かるなり

# 天津祝詞乃太祝

## 詞事乎宣禮

天津は天津神懸天津懸さては上なる天津金木管會などれ  
例も同じ祝詞は後釋に宣脱言にて神に告脱聞む白す言と

云の義なりと有が如くなれども天神等の教授け給し神勅詔命をいふが元なり  
能流と云言は廣くして上へ申にも下へ云聞すにもつるふ詞なるを詔字宣字な  
どは上より下へ云聞す方につきて當たるものなれど必を字に泥まて言義を誤  
るべからず登久も同トく上へも下へも用る詞なり太は貴重きを美稱いふ詞に  
て太占太玉申など其意なり多布斗といふ言ももと太に多を添たるにて同意  
なり育の例は能に天津兒屋命布刀詔戸言稱白また万葉十八に奈如等美乃敷刀  
能里等其等なき有を以て知りぬたど乃里等とのと云は略言なり宣禮は命する  
詞にて大中臣云々より是まるは中臣家に天津兒屋命は太祝の式法を傳へ給へ  
る御言なればさすがに捨置がたくて此處に加へ給へし事と思ゆ然るに依て  
前後に打合ぬ事あり其は先天津金木云々とあるは大祝の祝詞を類畢らざる典

にして金木を切斷管會を取勝たる由に通ゆれども然らば是は必此式の始さら  
ぬ前に製ま置給へりし事勿論なりまた大中臣は宣る文中に大中臣云々といひ  
また此大祝詞予天津祝詞なるに美天津祝詞の中に天津祝詞云々とあるは不審  
くまた宣禮と命する言ありて次にそれを受る如此宣波の辭ありては其宣るべ  
き辭のありて聞たるが如く聞えていかなり右に左に此段は前後は文法に違  
接るぬるは彼中臣家に傳來つる天津兒屋命は神詔を其儘此處に充て取合せら  
れたるも比なり然るば此辭に惹きて天  
津祝詞を別にありとな思ひまよひとよ

尙有は此處に宜禮とありて如此宣波とあるより世人は或ひとなりて平  
田翁の英智を以てさへ二百年以來世に行はれし身潔祝と唱ゆる辭を天津  
祝詞ならむと思ひ定められを師翁は是を論らひ辨へ置ながら彼月次祭神  
嘗祭などの祝詞に見えたる天皇我御命爾坐世御壽乎手長乃御壽止云々五  
穀乎毛豐爾令榮給禮惠比幸給止とあるを此大祝は天津祝詞と思定められ  
たるは不足事あり是も神に奏す天津祝詞には違ひあらざるべしれど式中

最も勝れて古々貴重き大祝比天津祝詞ならむと定められしはいかに予や  
此大祝祝詞は神武天皇比御代に天種子命比御定めなるべく言奉されし事  
見にも似ず甚も遺憾き事なりし抑祝詞と宣命比文例ありて天皇我御命兩  
坐世なごあるは最も降りたる後世比詞にて多きは宣命の文牒なり正しき  
祝詞には皇美麻命とこそあれ天皇とは書ざる例なるにも心づかれざりし  
にや又其他にも種々あれと論ぬに足らず若天津祝詞の別にあらむには此  
大祝詞を何とか云ひ既に宣命は前に二段も添はりければ宣命に異なる事  
決く唯大祝詞と云て止なむには此祝詞式に奉らるべきにあらざりし此  
言比外に祝詞あらば此處に洩さるる所由なきをや(後世には秘事口傳なご有  
て洩さぬ事もあれと此大祝なごにさる致意あるべくも思はずまた世人  
比熟知ばとて認るべき例もなきことなご抑大祝祝詞の貴重き事また其  
文比靈妙なる事式中に比較稱なり悪をも天津祝詞と稱へずむは何れをか  
しか唱ふべきや然れば此段は中臣氏に傳へし神教なる事を曉る此大祝詞  
即天津祝詞なる事を明ら知るべき事比こゝ尙下文に註へるをも見合す

### 如此久乃良波

此祝詞一篇比文意として上にも如此久依志奉志國中  
爾云々如此依志奉志四方之國中登云々如此久所知食

須國中爾成出武云々如此出波云々下にも多かる上下の文勢に率れて此處も  
斯あれども別に宣るべき詞のありて其を受たるに非ず唯上を受けて下を起した  
る處で比辭なり上に如此出率とあるは將來をいへるなご次に如此出波とある  
は過去なり其中間に現在もなくして適はぬ運なるをも思ひ合せて悟るべしさて  
大中臣云々より此處に至るまでは大中臣の氏詞として暫や傍に置前比辭々宋  
久乃罪出武如此出波とゆふより天津神波云々と續々意に見るときは文義も其  
徹りて安らかな  
天津神波 上よ見えたる神瀨伎神瀨美命を  
に通ゆるそや 始め天津國に坐す神等を云り  
天磐門

### 乎推披氏

磐の上比天の磐座の磐も同く堅固き由比祝言なり門は師説に  
水門追門なご比門にて出入する所を以ぬ磐屋戸に耳馴て戸比

義どな思ひまがむそ倭姫命世祀に天照大御神に御育に我高天原爾坐懸戸押張  
原加見云々どある懸戸も御門の義万葉廿に久方乃安麻能刀比良伎などあるも  
天津國より天降り坐べき御門の義なり倍天八衢天路などありて天に往來ふに  
は道路ありて必其道よもれさされは往來ふ事能はざるを其道なる天門也と  
ある予  
よき  
天之八重雲乎  
出 上に  
伊頭乃千別爾千別氏

既に注へり上なる皇御孫命の天降り給ぬさまを云るに準へて此處は天神に彌重  
の雲を押張らして閉食納給ひて靈幸ひ坐むと云る義なるもる人ば天神の  
産靈の御魂を繋りて世に生産たるもれに去て願世にあらむるきりは天神より  
授りつる靈魂を清潔にして家業をいうしと世の爲國代爲に力を竭し時刻りて  
願世を退らば高天原に神府に歸着て天神の左右に仕奉り造化の一端をも繋け  
奉るべきもれなるに過犯せる罪咎の身に餘れる時は此身元つ國たる高天原  
に歸着みと協はき去て根底之國に氣吹放たれさすらひ失はるるに到るは實に  
愆く歎しきこととれ限りなれば過くも身の罪咎を悟りて速に心を改め此大祓に  
祓清めあはなるとの天神の御許に歸着せざることを有ひや然れば大祓は人比善惡  
を分ち魂の行方をも定むべき最大事の式法なれば天神等いろて聞食さる事あ  
らむや國神等なせか  
他に見通し給はむや  
高山乃末短山乃末爾上坐氏  
後釋に

も要解にも美志加屋方と訓れたるもさることながら平田露の式に短女坏とわ  
るを比伎米都幾と訓るに依て比伎屋方と訓れたるに従ふべし末は山本といふ  
に對へたる言にて万葉十三に三踏は人比守山本邊者馬醉木花開未邊者云々と  
ある末にて山比嶺の事なり扱國神は山々の高根に天神等を御迎へまえて諸共  
に大祓の事を聞し  
食るよよしなり  
高山之伊穗理短山之伊穗理乎

搔別氏所聞食武  
伊穗理は伊は伊伎の零りたるにて於にも通へる  
詞なり氣息などを伊伎とも於伎とも訓り穂は物  
の音結するを云る詞にて清音にも濁音も云り煙は穂結するをひすばうると  
いひ又いふせくはふるなども云り然れば國神も其伊穗理を搔別て明かに聞し

搔別氏所聞食武  
伊穗理は伊は伊伎の零りたるにて於にも通へる  
詞なり氣息などを伊伎とも於伎とも訓り穂は物  
の音結するを云る詞にて清音にも濁音も云り煙は穂結するをひすばうると  
いひ又いふせくはふるなども云り然れば國神も其伊穗理を搔別て明かに聞し

搔別氏所聞食武  
伊穗理は伊は伊伎の零りたるにて於にも通へる  
詞なり氣息などを伊伎とも於伎とも訓り穂は物  
の音結するを云る詞にて清音にも濁音も云り煙は穂結するをひすばうると  
いひ又いふせくはふるなども云り然れば國神も其伊穗理を搔別て明かに聞し

食るゝ  
なり

借こゝに天神は天磐門を推披き國神は山々伊禮理を攝別て顯出給ひ寄  
 來坐て大祓の祝詞を所聞食受給む御力を合せて罪穢を厭ひ清めしめ給へ  
 るは重きも重く尊き御所爲に予ありたる此起元は伊邪那岐命黃泉國は汚  
 穢を厭ひ坐て日向橘之極原に身源被し給し時先荒魂和魂の神と坐す禰津  
 日神直日神顯出給ひ次に伊豆能賣神綿津見三柱神筒男三前神顯出給ひ終  
 には天照大御神月讀命須佐之男命顯出坐て此身源被を贊成ま給ひ紀一  
 書に據れば大地海原の神等悉く許集ひ坐て被れ御所爲仕奉り給し由なり  
 (こは古胤が古典に徴えて考へ得る一大關鍵に説によりて述るなれども  
 唯一端を聞く人はさこそ訝しと思はれなむを此處に所成坐神等は生産坐  
 しに非す皆顯出坐しに述むあらざる所由は徵古新論に委しく述へるを見  
 て知るべし)また紀の仲哀巻に皇居前國なる小山田村に忌屋を建て七日  
 七夜忌籠り坐て祭神は御名を問はせ給ひしも即身源の義なり此時神托坐  
 て御名を問はし給るは先天照大御神の荒魂と坐す權賢木殿之御魂天照  
 向津姫命次重受姫神は荒魂と坐す稚日女命次に云々の神等とわれ也此時  
 も此神等に局らず天神國神は寄來坐て國之大祓を聞食給ひけむ事を伺ひ  
 知奉るべきなる斯在神體どもにつきても大祓は必天神國神は所知食べき  
 ことなるを曉りまた罪穢は八百萬神  
 此御魂分にもる事を知るべきなり

如此所聞食氏波

氏波は後釋に而有者此意にて波は濁音也下なる  
 も皆同也此辭万葉に多くして濁音の嬰字を書り

然るを後世には氏波といふ言を聞なれぬ故に昔聖を清て而者と一に偶したる  
 波を清ときは而者此意濁るときは而有者此意にて差別有辭予うしと註はれた  
 るが  
 皇御孫之命乃朝廷乎始氏  
 朝廷は上にも註へるが如  
 や宮城門を稱るが本にて

皇居此事になれりさて前にも辨へつるが如く祝詞と宣命と文例の差あり天皇  
 我朝延と云るは宣命は文例なり此處に斯正しく皇御孫之命とあるを以ても此

祝詞の古く貴重き  
ことを悟るべし  
天下四方國爾波罪止云布罪波不

在止  
今行はると大祝は趣を天神國神に問看し納給ひたらば朝廷を始として  
天下四方國々々は罪と云罪は限りは残り有じとして云々と次につづく

意なりさて此大祝は朝廷を今に二季に行はせらるる神事の公事にして上御  
一人を始め百官百司より下億兆の人民に到るまで聞らざるなければ國之大祝

とも云るなり然るを師翁は國之大祝は時たまづ國々に大祝使を發遣られてそ  
れよりの國々にして其國國主の大祝を行はれ其後都にして百官は大祝を行と

る事なりと述べたれつれと從ひ難し國々處々にて行はるは縦や大祝使ありと  
雖も臨時祝なごにやあらむ百官の大祝とて百官の上に薦れる大祝あるをきら

ず其は前代宣命には親王諸王云々と有て此處に天下四方國云々とあるにて著  
や尙云ば上なる國中爾成出武天益人云々とあるを思へハ集侍れるは百官なれ

とも是即て天下人民に係れるな  
科戸之風乃  
科戸は息長門の義なり  
其は紀に伊非諾尊曰我

所生之國唯有朝霧而蒸滿之哉乃吹散之氣化為神乎曰級長戸邊命亦曰級長津彦  
命是風神也とあり伊非諾尊の御息に此神は化坐て即其風を掌り坐す神なれば

級長戸邊神とは御名を稱へ申せる也志と伊伎と加是は其名異なれども同物な  
り磯鷗の事を息長鳥と云は此鳥水底に入て息は長きよ一にて然云けらし門の

師説に此神其風を進退して統轄り給ふ處あり此處を息長門と云  
るなり其門より吹來るによりて科戸之風と云る也とあるに據をり  
天之八

重雲乎吹故事之如久  
後々釋に八重雲とは幾重にも重れる雲  
を云りその重れるを放れよくなるや  
うに風の吹放てば自ら消行もの故に吹故事之如久とは云るなり雲  
を放つと云霧とは拂ふと替て云るも詞のあやなりとあるが如し  
朝之御

霧夕之御霧乎朝風夕風乃吹掃事之如久  
御は  
久考に

真に同くて或ははめ或はもれを強くいふ辭ともなりぬこは深き霧の由にて  
強やいふなりとあるが如しはたさざりとはいふも真霧の義にてさ衣さ夜さ筵な



このさはよな真と同じさて此處の前後の辭は文殊に美麗く作者の深く心を用  
させ給ふこと察られて最尊く祝詞は勿論厭よむにも文かくにも必心認置べき  
亦に **大津邊** 爾居 後釋に於保津乃散と訓も惡ら終て尙於保津邊と  
こそ 訓べきよしと註はれたるをよきさて津とは凡て舟

の泊る處をいふれ名なるを大津といふは多くの舟せもは泊り居る湊をい  
ふ居は必乎流と訓べたよしは万葉十四に津爾乎流布爾とあるよて知し **大**

**船乎舳解放艦解放** 氏 津に泊り居る舟せもは舳艦を繋ぎ留置  
ものならばなり小爾雅に船頭謂之舳尾

謂之艦とあり考に舳網艦網と二は網字を補之れしは世に私本に依られつるな  
むを式の古本また朝野群載にも網字なし網とはなくともよや知る、ことなれ

ば本れまゝにて **大海原** 爾押故事之如 久 海は綿津見神の和  
有べきとなき 多にて渡るより世

たる語なれば万葉五に宇奈原とも有に依て舊訓はほつ訓むもあまあらねと尙  
同書六に大海の原とあるを於保和多乃波良と訓るによりて爾訓をまされる押

放は押放ち出 **彼方之繁木本** 乎 彼方は此方に對たる言よて打  
遣る如くとなり 見渡したるあなたの方を云り

繁樹が本は生茂りたる木立の根本をいふ其は鎌 **燒鎌乃敏鎌以** 氏  
もて繁木を蒔には必根本より刈べきなればなり

燒鎌は万葉に燒太刀とある如く幾度も燒て遣る物なればなり敏は進疾などぬ  
ふ止にて利き鎌を云り後釋に燒なせの類の伎を伊といぬは昔便にくづれたる

後世に昔なれば古書をもむにははてて用ゆ **打掃事之如** 久 掃は殘  
まトきこと也と註はれたるはさる事なり なや伐

並し伐掃ふなりさて此處は罪穢をばらひ遣るに譬を一對つと重ねたるは既  
に天神國神は御處分ありて罪も穢も残りなく清まる事を強く云むが爲なり

**遺罪** 波不在止 後釋に上に罪止云罪波不在止といふ言重て拙く語と  
ふればぬ如くなれと然らば同し言をうくいふも古語

の一格なま又上には罪とぬふ罪はといひこゝには遣る罪はと云る上は神等れ  
開えめし納るによりて失るをいひこゝはのこりなくなる譬よりつゞきていふ

故に遺罪はと云なりとあるが如し  
**大祓給比清給事乎**  
天神國神は開食し納坐て祓給

ひ清給ふ取をと云書なりされば二、比給は天神國神の御所爲なるが故に敬ひ辭を添たるなり此を後釋に公事にて上より祓清め給ふよしに釋れたるは速り此處は上文比旨を天津神 波云々國津神 波云々して所開食 武如此開食 丘波云々比譬の如中に祓給 比清給事 乎と速く文なれば此を公事は掛ても見るべきにあらざるなり同書に此事は諸人比犯したる罪事をさえてゆふ也つねに只經く因ていふ事にはあらき速を罪事と見されば下の大海原 爾持出 奈武また可々香丘本など云るにかなはずとあるは給比旨とも思え此は天津宮事とある事と同く政字の義にて天神國神の祓給ひ清給ふ神政をといふ義なり此乎字は種々の意味を包持辭なればみよたや比罪も斯中に含れる辭なり猶其意と流れば天神國神は神政を以て祓給ひ清給ひし罪穢をと云義なり

諸此大祓は幽顯に亘り祭政に係る一大典にして世の盛衰人比禍福も是に由ざるなき貴重式法なれば天神も國神も特に神慮を盡し給ひて大祓に

出たる罪穢を既に神職にはかき定めて神職にはらひ遣り給へりしを科戸風比云々と次々に送りやはせ給へるなまはば大祓は主旨は全天神國神の御所爲に予あるさてこそ御齋は四時祭式江家次第不知年代年中行事宮主秘事口傳抄などに敬して考へ定め置れたる如や彼朱雀門前にて行はるゝ大祓の時は六前比神座を設て祭らるゝ例なるに其前(當日)は朝或は前日にも行はれたる(宮中)にて行はせらるゝ主上中宮東宮の御贖物の御式の時は二前の神座を設させらるゝ、因なるは正しや天神國神を安置奉り給しこと知られたりされば此大祓は天神國神の諸共に神職まして己に其罪穢を取別て祓却り給へるを下なる四柱神其を受取て遣りなく放ち棄給ひし趣なり(因に云神宮にて撰定ちてし響祝詞に天津神國津神祓賜 陪清賜 陪と唱ふるは此處は本旨に協ひて甚も尋しざるを祓事は全瀬織津姫神以下四柱神を乃至祓戸神として大祓は天神國神は御所爲あることに心付ぬもれあるは不足事なり其は下に辨ふるを見てしるべし)

高山末短山之末

與理

師説に是は速川能瀬と云むが爲に言掛たる言の如く通ゆれども上に天神國神

比打集ひ坐ることの有て此詞に及べるなれば又打返して天神國神の叔却り坐る罪穢をも云議を合とて云下せる詞也とあり

佐久那太

理爾

佐は真にて眞谷流垂の義なるべし記の關渡加美神を傳に久良は谷れこ

地名多し久良は谷間の關きよと出たる辭にて筋の久良も人身にとりて谷間の如くしてくらき處なる故に名なりされば久良多爾とも又久良とのとも多爾とのとも云るなり流を奈とのみ云るは涙は流水垂れ義また那嚙は流和那美と流振れ義なるに思ひ合して悟るべしさては久良那太里とあるべきを良と那は横れ通昔なれば同言の將にて省かりたるなるべし太里は垂なり斯在ば佐久那太里は谷間を流れ下る水れ狀をさして云辭なり是も師説に元づきて考へ定めたり

落多支都速川能瀬爾坐須

後釋に万葉に多嚙知流る、水比なとあり知といひ都と

いふ差は用言へ續くときは多伎知といひ體言に續くれは多伎都といふべきなりとあるが如し瀬は追門などいふ追にそ淵は水れ淀みて流も緩やあなるを淺處は水勢迫りて急流なるが故に世とは云なりさて瀬織津比咩神の速川れ中にも殊に瀬を坐ますは此神の恒に掌り終ふ所は罪穢を大海原に持出給ふが故にかゝる瀬には坐ますなるべしさて高さ峯より落する急流は勢すさまじきに速川乃水の清き事想像られて最もそたく實にいほさよきこ、ちれせらる、なり

瀬織津比咩止云神

後釋に此段はすべて伊邪那岐命の御腰段と合せて説くべきなり此神は御名の瀬織は瀬下

にてかた大神の於中瀬織豆伎給ぬとある意は御名なり師説に瀬織比咩神は男神に坐り事は備なる儀も有なるを此處に比咩神と云るは其御妻神に坐ればなり次なる速開津比咩も既に速秋津日子神速秋津比咩神と男女二柱並坐る神なるを比咩神の方をのり擧尙また氣吹戸主神戸主は刀自と訓べきにつきて下に師説をあげたり佐須良比咩神あはせて四柱共は姫神に坐まそいひなる謂すともふに此神等は何れも男女並坐す神等を其男神は天地間の造化の

大業を恒に執持し給へるを天下の衆庶の罪穢を拂ひ清むるも輕からぬ事よは  
あれど彼造化の大業に比ては甚少き事にて幽政を執ては内政とも云べき所業  
なれば本より其妻とまは神等の關係り坐す事なるが故なりと述べたるに從ふ  
べし然れど此四柱神にも昔男神の坐けるを其は萬山の末短山の末に顯出まし  
て天神と同しく大祓の事を掌り給ひ爐神の上此處に坐て彼罪穢を送却せ放ち  
失ひ給へるなり此爐神等の最前より知食給はむには此處に某止云神と更りて  
はいふべき事にあらず況て罪穢は天神國神の御體りにて既くも遣りなく送却  
り給しをや然れば四柱神は其罪穢を放ちて根底國を放ち失ひ給しなり今世に  
も穢不淨の品を洗ひ濯ぎなせするは多く婦人の所爲め如くなれるは畏  
かれと此四柱神等の遺風にて自然に世の習ひとなれるにやあらむ

### 大海

原爾持出奈武如此持出往波

今洗し遣る罪穢を此神に澳へ持出行給ひなむといふ義

荒鹽之鹽乃八百道乃荒鹽は遙に離く地方を離れし大洋乃

如く海に潮路とぬふもれ所々にあらず殊に烈しき急流あり其幾筋ともなく多  
らるもれなれば八百道とは云るなり後釋に現に聞及ふ潮路も國々の海にこそ  
かきある中に伊豆國より八丈島へ渡る海中にある潮道廣さ廿町斗りがはせいと  
しく早く東へ流ると予又紀國熊野の南の瀨にも有て東へ流るといふは今の八丈  
の道なると同じ

### 八鹽道之

八鹽道とは上の鹽の八百道をうけ重ねてい  
すぢあやあらむ

上云るはこと違へる如く聞ゆれども八とれと云ときは八十にも八百に  
も八千にもわたりて廣々れば八百鹽道といふに同じきなどあるが如し

乃八百會爾座須

師説に凡て海潮は恒に東に流きて地球は旋轉に順  
を八百會とは云るにて即八百道の八百會なりさて其流れあふ八百會に集り激  
する勢に潮を海底に悉没て根國爾到らしむるなり此を支那の古傳にも種々に  
傳し越諸書に見えたる中にも列子に渤海之東不知幾億万里有大壑焉實惟無底  
之谷其下無底名曰歸墟八紘九野之水天漢之流莫不注之而無增無減焉ある大壑

など即これ鹽八百會の事なるべし」とあり後釋は此處に文を同しさまなる事  
を重ねつゞけて長々しくいへる殊にめでたき上代の文にて更に後世人のろく  
ても及ばぬさまにていどもよと雅たり」と註れたるもさる事ならめせ吉胤は不  
足こゝちす其はかゝる剛路の海底に神等坐て云となし給へる事など人智を  
以て量り知らるべき由な事神ならせして誰かかれを傳へむ鎮火祭、中臣齋辭さ  
ては此大祝には紀記に洩たる神蹟の炳焉に傳はりしは甚も尊き天津祝詞は太  
祝詞事なるを唯文に依りけさまを  
のみはめられたるはゆかに予や

速開都比咩止云神

記に伊邪那岐

伊邪那美二柱神の海神を生坐る次に生水戸神名速秋津日子神、次妹速秋津比賣  
神と見えたる中比姫神に坐り此神橘の小門に顯出坐て父大神比身源比御所爲  
を贊奉り給ひし所には伊豆能賣神とあり(記傳史傳にも同神なる由辭へられた  
り)其伊豆は師説に此秋津比納りとあれば秋津予本語なるべきにとりて御名れ  
義を考ふるに速分別水といふ言なるべく思ゆ其は此神恒に湊に坐て土中なる  
と砂とと泌別して眞水となして海に注ぎ又海潮を泌別して眞水となして國  
土よ及ぼしなむする事を掌り坐り斯いそまに給ふ際に瀬織津比咩神の持出給  
へる罪穢を彼八百會に吞入しめ給ふ事をも掌り坐る也とありさて此神は水戸  
神に坐事を後釋に記に水戸神とあるを此處に鹽の八百會に坐と云るは甚く處  
違ふれども是に深きよしあり其は潮は八百會は此國國は海上比堺にて根國の  
方へ潮の入往門口なればこれまた彼方の水戸なり常にいふ水戸は川よ海へ  
出る口鹽の入百會は海より入て根國は方へ水の出る口なれば此方にて川よ  
出る所と彼方へ出る所との差こそあれ共に同く水戸なる古傳の趣  
の妙なる事かくれ如しとあるは實によく論得られえ説なりけり

持可々

吞氏牟

式の今本に吞と作るは二字を一字に誤れるを朝野群載に客々と書  
き次なるをも加々と書るをもて論なし考に可々は水吞吞なりす

べて物をかひ音をかりととらひがふととのひなどいふ此類多し」とあるが如  
し持とは海潮に副來し罪穢を執持てといふ意なりされば祓物に副し罪穢を潮  
と共に海底に吞没れ給ふは全此神の功德に依る事にて其吞没れ給ふ時に音れ  
するを可々吞とは云るなり是海潮を根底國に吞没るさまに人れ物を吞込さま

に言なしたるものなり豊後速吸門阿波鳴門なども其類なるべし

# 如此久可々吞氏波氣吹戸

## 坐須

師説に氣吹戸は氣吹門の邊にて此門は地獄より下に在て海底と根國との中間に處をいふ顯國より根國に輸るべき物は輸て根國より燐燐する火

氣を地獄に惹て山嶽に發出せしめざるは淺間、箕輪、阿蘇など如く恒に火氣の燐燐するは何れも與美國より燐燐する火氣を適宜に瀦して漫に地獄の憂無からしめむ爲なり或之木瓜を煮て其火を弱らしめて温泉と成し給しなご種々御徳化を施し給ふめるを是はた直日神は根國より荒び疎び來る其禍を直して平等平穩な是しめ給ふ御功德に依れるなり然れば速秋津比咩神は可吞て海湖と共に罪穢を輸り給へるを此神は此門に坐せして根國には氣吹放ち輸り給へるなりとある予よき然るを後釋に氣吹戸とは此氣吹戸主神は諸は罪穢をいふき放ちやり給ふ處にかまきりを弘く云るにて始は祓物を川に流し棄る所よりして終り根國に到るまで此間に弘く渉る名なり坐と云るは氣吹戸といふ所は一あること聞ゆれども然らず唯上は二例はまことに坐とは云るにて別にしり云處

あるにはあらずと云れしは信がたし若此説は如く始め祓物を川へ流し棄るより終り根國に到るまで此間を弘く氣吹戸といふとさすれば瀬織津姫も秋津姫も何れ用なき神となり給へるをや且確に氣吹戸に坐とある上は必ず師説は如く氣吹門といふ處無ては符ふべからず然るを氣吹戸といふ所はあるにはあらずと定められたるは信があるし

## 氣吹戸主止云神

師説に此を古くよき伊布伎度奴志と訓來つるは上に氣吹戸

とあるに準れて然は訓來つるなるべけれど他は三柱は神等何れも其夫神は坐せむを此級に關り給へるは昔姫神も坐れば此神はと彦神に坐む事にかに予や思ゆる上戸主は内取を専と執る女は通稱なれば乃自と訓て必姫神なるべく思ゆる也然れば上なるは氣吹門は此戸主は字の如く戸は家の事なり私記に古語謂居住爲止と見えたるにて知べし自は奴志の志にて宮主大人など志と同く其人の本跡を指ていふ言なり古き神名に神産靈大刀自神、櫻大刀自神など見えたり然れば伊吹門乃自神と云べきを坐せ重るを省きて稱ふは古言は一格なりと育れたるが如しさて配の生國竟の次段に大戸日別神とある戸日は直日の

約なる由記傳に解れたりまた天之吹男神とあるはここの氣吹戸主神に當る由も解れたり然れば大戸日別神、天之吹男神は神直日、神大直日、神に當れば彦神は御名を以て姫神に稱へ姫神は御名を以て彦神にも及ぼしつる事と思しきは此に天之吹男神とあるを式に山城國相樂郡に坐るは天乃夫支實、神社とあるを思ふべきなり

根國底之國爾

記に根之堅洲國紀に極遠之根國祝詞には底津根之國などもありて開ゆる

實泉國の事なりさて其國は此地球の中心にあるよまは古典の上に明にして御祖二柱神を始め須佐之男命、大國主神など願御體ながら幸し給し神蹟は出雲國なる實泉比良坂また伊賦夜坂とも云て意字、郡楯夜、神社の地是なり(出雲風土記に實泉窟ともあり)此處より往來ひ給ひし事もありて必地中にある國ならでは應はきその地球は周圍何國よりも根國に當る國なれば其を名にも負るにて其地は中心の方を指て根と云るは草木の根といふと同義にて地震を奈爲といふも根動搖と云言は約れるなどにも思ひ合して悟るべきさて後釋に抑世中ハ禍事の素實泉國よと起り來ることなるを祝禊は其罪穢は凶事を本の實泉國へ歸

まやるしわざにて此祝禊する事を天神國神の間食し結るれば此段の神等其祝ひ棄たる罪穢は凶事を次第に實泉國へ送り歸しやり給ひて世中は罪穢除こり清まらて凶事無き是を祝禊は旨題なりたると述べたるはさる事なり

氣吹放氏牟 氣吹は思もて吹放やま給ふ由なり此神も男女坐て天吹男神、天吹咩神と白むもさる御所爲坐けるよと稱へ一なるべしさて是も速秋津姫の可々吞給ふに同じ趣にて氣吹門より人の罪穢は更にも言ず山海の汚穢に属る物をも盡く根國は方に氣吹放ち給ひはた根國より來らでは應はぬ火氣は瘴癘などは支障なき高山に噴泄して世に災害無らしめ或は其火氣を氷風に導きては温泉となして人の病苦を救ひ給ふもと願國と根國とに間にありて適宜に往來せしめ給へる神に坐りとなり

如此久

氣吹放氏波根國底之國爾坐

根國は上に云るが如く地球の中心なる一處郭を指てい

へるなれば此處は大地の根底と云るは速佐須良比咩止云神

此神は根國より送り却り坐る罪穢を根國へさすらひ失ひ給ふ事の上を宰り給へるよき御名にも負せ給へるなり然れば佐須良比比咩なる乎例に重る一の比を省するなり記の諸神生坐段に風木津別之忍男神とある即此神に坐り其は記傳に此神を速佐須良比比咩にあつることもしかしにはあらぬと上に科戸之風乃吹放事之如久はた吹拂事之如久と譬て違罪波不在止被給比云々とあると同し事なれば風氣とも云なるべし木は借字津之助辭なり」と註れたるはさる事なるを後釋に佐須良比比咩は佐と須と通ひ須と勢ともはた通ひ良比は理と切れば須勢理にて須佐之男命の御女須勢理比賣命に坐よしに云れしはいろにぞや速佐良比賣は伊邪那岐大神の御女にこそあれ須佐之男命は御女にはあらざるなりさて此神は根國と根國の界に坐て根國の罪穢を根國にさばらひやり給へる神に坐れば後釋の説には從ひ難し

世の状況を情考るに吉凶禍福善惡邪正生死榮枯治亂興廢は自然の理にして一事一物れ上にも其を違ふる事能はず此神等のしる守り給はる世にあたま

ことばあるまじき事なるによき事の上ならぬはぬかにといふに玉鉾百首に「よきことにはまがこといつさまがことにはたこといつくよけなかのまぢど有が如きよことまがことは世に絶せぬもれなるよつけて按ふに此頭世の高天原なる清明は正氣と根國なる汚穢の靈氣と相交せて成立たる國なればぬかにも吉凶禍福云々は世より難きもれなり斯在は世よある吉福善正生榮治興れとことば局りは高天原に属き凶禍惡邪死枯亂廢の法がことの極よは根國に隸たるもれにて何れも世に逃れ難きものなりされども善事は進よがたや惡事は長じ安かる世の習なれば人とある身の高天原は善事をのま勤めいそしむべきことなれども根國はまが事もされと免れ難きはいるにかもせむさて此四柱神等は速川は瀬、鹽乃八百會、氣吹戸、根國底之國に坐て諸の罪穢を被却給る神に坐ばまた根國より陳び荒び來ひ禍物をも防ぎ退りて其界を經來らぬべく守らせ給へる事を察るべし然れどもまた根國はまが事なればとて悉く退止給ふべきにあらす頭世は適宜と量り坐ては輪廻らしめ給へる事もあるべたなれば此界を守らせ



給るも少練ならぬ御功にぞある故若此神等御守なからましかば疎ひ  
 荒ふる物の説ひ起りて世は妖魔國とならむも測り難きさて此四柱神等の  
 各其罪を分掌り坐ること天津祝詞の神階にあらざればいふをし及ゆへき  
 事ならむや總て神代は事蹟は造化三神の功徳を始り奇しく異した神の所  
 為は人智を以て量り知らぬ事多る其は昔神等の語りつぎ言つぎ坐  
 て後世に傳へ坐るにてそれ即天津祝詞なれと此大祀もまた天津祝詞なる  
 事を曉るべしさてまた四柱神の事は先哲の説も多かれを總て確な片ざり  
 しを吾師六人部翁始て其實蹟を説得られたるが如し因に思ひ出たり先づ  
 年舞津にもものして和田脚なる海神社の神官大猪歌正に相見し折同氏の以  
 へらく貴兄は六人部翁の歌子に坐しやさては御歌を請たれ事あり此頃東  
 京より騎人來りて物語りし中に往し明治三年上州鹿橋に某土族は女十三  
 歳なるに神代憑託坐し事ありて神代は事蹟なき何くを説り出たる中に  
 大祀の四柱神の實蹟は西京なる六人部是香なるもの熟く説得たる由にい  
 へりと定て知得給ひつらひ示し給へど乞たるに彼師説を粗打出るに大  
 猪氏もいたく感げ悦びたり是は奇怪にわたれど  
 いと珍らしく覺えしまゝにこゝに記しるへぬ

持佐須良比失氏

奉神紀に百姓洗滌とある洗滌を佐須良比と  
 訓りおは行方知れず放らふし失ひ覺るを云

るにて此處に到りて國國には残りなく彌根國にさす  
 らひ失ひ給へるを云りさて以上を古文に祝詞とす

如此失氏波  
 り以

下は稍後に此大祀式の行はれつる實事の上につきて加へ定められたるなり其  
 は前に出たる集侍親王、諸王云々の文を加へられたる時なるべし其遺は上にも  
 述へる如く天皇我朝冠爾仕奉留云々は宣命の文例なり祝詞の文例には上に皇  
 御孫命と二所まで正しく出たるを見て思ひ悟るべし凡て式に所有祝詞中に  
 も天皇我朝冠云々の詞の出たるは宣命の文例と偶ひたる後世の詞なるを加茂  
 翁はかゝる差別ある事どもに心づかれざりしにら此祝詞をしも幾人の作れる  
 ものどのと思ひ執られよ何くれれ事どもを引出て上代ならぬ證子と胸わ  
 ろきまを云をし事ども乃辨事なる由は悉く後釋にそれわたらぬことを辨へら

れしはさる事ながら其後釋にも此等の差を辨へられざりしは委しむらさ  
 て此處より所爲の上にもよれる處なれば臨時に祀には主上は行はせらるるに  
 も此處にては用難き文義なれば下様は臨時に祀なれば勿論に事なりさては既  
 も朝野群衆に載られたるには自今日始 臣といふより下を自今以後遺罪咎 止云  
 咎波不在 止被給 比清給事 乎祝戸 乃八百万 乃御神達 八佐乎志加 乃御耳 乎振立 天  
 開食 止申(此文ひげに劣りたる詞なれども其義はさる事なり其は先祝戸の八百  
 万乃御神とあるは上に辨へたるが如く天神國神總て祝戸に神に坐て四柱神に  
 としか云べきにあらざればなままた佐乎志加乃云々とあるは高天原 爾耳振立  
 開物 止云々とある義によりて言を替たるまでなりらくて開食止申とあるは天  
 神國神八百万神に白す事明なるは本文に意を得たりといふべきなりと改め  
 しと始として陰陽師等が種々に改め加へたる中には傍痛き詞どもよわれど公  
 事大被たまふにては應ふべくもあらねば社々にして行ふべき大被さては病  
 人にもわれ何にまれ凶事ありて行ふべき臨時に私祝ふは其事に趣を古文に格  
 調を失はせ綴成して白すべきなり故今神宮にては自今日始 臣罪止云罪波不在

止被賜比清賜事乎所開食 天皇 我 朝廷 爾 仕奉 留 官 々 人  
 止申須とあるに従へり

等 乎 始 臣 天下 四方 爾 波  
 是は上に論へるが如くもと宣命に文體なれど上文を受けて結めたる祝詞に

文な 自 今日 始 臣 罪 止 云 布 罪 波 不在 止  
 止 罪 止 云 布 罪 波 不在 止 是はあらじとして

と云意なり(後釋に次の語をも隔てて被給比とつゞく詞なると云れしはさる  
 例も多かれど此處は然にはあらト後釋に上に皇御孫命 乃朝廷 乎始 臣云々罪  
 止云 布罪 波不在 止といひはた云々事之如久遺罪 波不在 止といひて又こゝにも  
 かく云ると同じことゝ徒又重なるて拙きが如くなれどこれ古文乃つねにまて  
 よく語の條理をたゞしてまれば拙からず條理よくとほりて開ゆる也をべて同  
 詞の重るには一字にても拙くなることどもわれど又さまによりてはいくつ重り  
 ても宜きを今人はつとめて同詞を重じとかまふるか  
 ら中々に拙くなること多しと註れしはさる事なり  
 高天原 爾 後釋に 殿造り

を以ふとて高天原爾千木高知といふと同意にて只高くといふ事なり必しも高天原まで至るよしにはあらずと註れたるもさる事なれ也此處は天神國神にかけて云る處なる  
耳振立聞物止馬率立氏  
馬を祓物に用るは耳疾き畜類なるに

依て天神國神に白す此祝詞を疾く聞食し納給ふべき表物として奉れるなり  
此詞をもても群臣百官に比し宣聞する言にあらざるを思ふべきなり  
今

年六月晦夕日之降乃  
後釋に夕つ方をいふ降を久陀知とよむは古語なり朝にすることには朝日之豐

柔勝爾といふ朝夕此事をかく云は古の雅言也とあるが如しさて此大祓の夕つ方に行はるゝ由はいかにと釋るに凡て祭祀の朝と夕とに行はるゝに差あり其

ハ神の幸福を乞所奉る等の將來を言とする祭は多く朝に行はるゝ例也其は彼新年祭廣瀨大忌祭など朝の祭なるをもて察るべく又神は恩顧を報賽は等れ

既往を主とする祭は多く夕に行はるゝは彼新嘗祭神嘗祭此大祓等夕の祭なるを以て知るべき也されバ大祓は一月より六月まで過犯し來つる罪穢を祓清

めて往前の幸福をも乞所奉るには違ひあけれど過犯し罪穢を祓清するが本となれれば夕に行はるゝ例とはなれるならむかし  
大祓爾

祓給比清給事乎諸聞食止宣  
諸は天神國神また上件は四柱神等を指て云々其は

新年祭詞大嘗祭詞などの前の宣命にハ神主祝部等諸とありて神主祝部等をさして諸と云此大祓詞の最初に親王諸王云々とあるは親王諸王云をさして諸と

云るは事もなきを龍田風神祭廣瀨大忌祭六御縣は山口祭六月月次祭等比詞さては此大祓詞の前なる古文宣命などは其集侍る諸に宣て神等にも聞及上る詞

なすを以上にも辨へあり然るに水分神等も白す祝詞に終に諸聞食止宣とあるは吉野宇陀郡祁高木など水分神等を指て諸といひ大嘗祭詞には初めに天社

國社云々とありて終に諸聞食とあるも全天社國社ハ神等諸といふ義なるを神等に宣て集侍る諸にも聞しむるに義なり然れば此大祓詞に終なるも彼親王諸

王云々に宣たるが如くなれども其實は天神國神また四柱神等を指て諸とは云るなり其ハ高天原爾耳振立聞物止馬率立氏とある聞物といふも此六前ハ神等

れしはさる事ながら其後釋にも此等の差を辨へられざりしは委しうらせさ  
 て此處より所爲の上にもよれる處なれば臨時に祀には主上は行はせらるるに  
 も此儘にてば用難き文義なれば下様は臨時に祀なごは勿論に事なりさては既  
 も朝野詳載に載られたるには自今日始 氏といふより下を自今以後遺罪各 止云  
 各波不在 止 祓給 比 清給事 乎 祓戸 乃 八百万 乃 御神連 八 佐乎志加 乃 御耳 乎 振立 天  
 間食 止 申(此文むげに劣りたる詞なれども其義はさる事なり其は先祓戸の八百  
 万乃 御神とあるは上に辨へたるが如く天神國神總て祓戸に神に坐て四柱神に  
 ましか云べきにあらざればなままた佐乎志加乃云々とあるは高天原 爾 耳 振立  
 間物 止 云々とある義によりて言を替たるまでなりうくて間食止申とあるは天  
 神國神八百万神に白す事明なるは本文に意を得たりといふべきなりと改め  
 しと始として陰陽師等が種々に改め加へたる中には傍痛き詞どももあれど公  
 事は大祓にまよにては應ふべくもあらねば社々にして行ふべき大祓さては病  
 人にもあれ何にまれ凶事ありて行ふべき臨時に私祓おは其事に趣を古文に格  
 調を失はせ綴成して白すべきなり故今神宮にては自今日始 氏罪 止云 罪波不在

止 祓賜 比 清賜 事 乎 所 間食  
 止 申 須 と ある に 從 へ り  
 天 皇 我 朝 廷 爾 仕 奉 留 官 々 人

等 乎 始 氏 天 下 四 方 爾 波  
 是 上 に 論 へ る が 如 く も 宣 命 文  
 體 な れ ど 上 文 を 受 て 結 め た る 祝 詞 に

文 な  
 自 今 日 始 氏 罪 止 云 布 罪 波 不 在 止  
 止 罪 止 云 布 罪 波 不 在 止  
 は ち ら じ と し て

と云意なり(後釋に次の語どもを隔てて祓給比とつゞく詞なり)と云れしはさる  
 例も多かれど此處は然にはあらば後釋に上に皇御孫命 乃 朝廷 乎 始 氏 云々罪  
 止云 布 罪 波 不 在 止 といひはた云々事之如久遺罪 波 不 在 止 といひて又こゝにも  
 かく云ると同じことこの徒も重なるて拙きが如くなれどこれ古文乃つねに去て  
 よく語の條理をたゞして上れば拙からず條理よくとほりて閉ゆる也そべて同  
 詞の重るには一字にても拙くなることもあれど又さまによりてはいくつ重り  
 ても宜きを今人はつとめて同詞を重じとかまふるか  
 高 天 原 爾  
 後 釋 に  
 殿 造 り  
 ら 中 々 に 拙 く な る こ と 多 し と 註 せ し は さ る 事 な り

を以て高天原 爾千木高知といふと同意にて只高くといふ事なり必しも高天原まで至るよしにはあらずと注れたるもさる事なれど此處は天神國神にかけて云る處なる  
耳振立聞物止馬率立氏  
馬を祓物に用るは耳疾き畜類なるに

依て天神國神に白す此祝詞を疾く聞食し納給ふべき表物として奉れるなり  
此詞をもても群臣百官に白し宣聞する言にあらざるを思ふべきなり  
今

年六月晦夕日之降乃  
後釋に夕つ方をいふ降を久陀知といひは古語なり朝にするには朝日之豐

築勝爾といふ朝夕の事をかく云は古の雅言也とあるが如しさて此大祓の夕つ方に行はるゝ由はいかにと釋るに凡て祭祀の朝と夕とに行はるゝに差あり其の神の幸福を乞祈奉る等の將來を旨とする祭は多く朝に行はるゝ例也其は彼祈年祭廣瀬大忌祭など朝の祭なるをもて察るゝ又神は恩顧を報賽は等れ既往を主とする祭は多く夕に行はるゝは彼新嘗祭神嘗祭此大祓等れ夕の祭なるを以て知るべき也されバ大祓は一月より六月まで過犯し來つる罪穢を祓清めて往前の幸福をも乞祈奉るには違ひあけれど過犯しゝ罪穢を祓清むるが本となれゝば夕に行はるゝ例とはなれるならむかし

大祓

祓給比清給事乎諸聞食止宣  
諸は天神國神また上件は四柱神等を指て云々其は

祈年祭詞大嘗祭詞などの前の宣命に神主祝部等諸とありて神主祝部等をさして諸と云此大祓詞の最初に親王諸王云々とあるは親王諸王云をさして諸と云るは事もなきを龍田風神祭廣瀬大忌祭六御縣は山口祭六月月次祭等れ詞さては此大祓詞の前なる古文宣命などは其集侍る諸に宣て神等にも聞及上る詞なるを以上にも辨へあり然るに水分神等も白す祝詞に終に諸聞食止宣とあるは吉野宇陀那那高木など水分神等を指て諸といひ大嘗祭詞には初めに天社國社云々とありて終に諸聞食とあるも全天社國社に神等諸といふ義なるを神等に宣て集侍る諸にも聞しむるは義なり然れば此大祓詞に終なるも彼親王諸王云々に宣たるが如くなれども其實は天神國神また四柱神等を指て諸とは云るなり其の高天原爾耳振立聞物止馬率立氏とある聞物といふも此六前神等

に聞へ上へき表物とせされは何れ爲にか高天原に聞物と馬を率立らるべきや  
 若諸注書の如くならむよ馬をも百官に聞取ためた表物とせむかさては高天  
 原云々此言を群臣に聞取たには以難き詞なるをゆかにせむ然れば此處の  
 諸は六前の神等を指て云るなれを是はた神等に白して百官にも聞しむるに  
 なり其は彼令に義解に以告神祝詞宣聞百官故曰宣祝詞とあるにて明かなり告  
 神祝詞とあまば先神に告て其を百官にも兼て聞しむる由なり若これを百官に  
 のと宣聞とせせば告神の神事は別に無ては應ふべらざるにさる神事の更に  
 あるにもあらざれば全公事は所作事となりて六前の神座も無用となるに  
 らせ神事祭典とまも唱へ難からむされば是とも表邊  
 此文勢に惹れて群臣百官にのと宣とな思ひ隠りる

本平二翁を始め先づ世の翁等只學問に上へのと道を説れて神に仕奉る實  
 地の興味を嘗られざりまより此大祝の祝詞に他の祝詞に聊文詞の異なる  
 を以て告神の祝詞に非ずとして只詞とのと唱へてかゝる誤れ種をも時れ  
 しなりあはれ神に仕奉る者備人々此大祝に局らず神事祭典等此事は翁  
 等此説も頼と難き事あり能深々  
 心を認て研究あらまほしをころ

四國國卜部等

四國今本四毛國とある毛字は衍なる事既に後釋も  
 引れつる如く四時祭式に率文部四國卜部入宮内省ま

た中臣壽辭にも四國卜部とあるにて知べし倍卜部は職員令神祇官下に卜部二  
 十人と見え臨時祭式に凡宮主取卜部、港事者任之其卜部取三國卜術優長者伊豆  
 五人壹岐五人對馬十人若取在都之人者自非卜術絕群不得職充とあるに據て師  
 説に主とは上の三國より採用らる、例なれを其國に取べき人の欠たる時は在  
 京の卜部の中にして優長たる人を採用らる、由にてそれをも一國に數へて四  
 國とは云る也と云れなるもさる事なれを既に正しく三國卜術云々と有に臨時  
 員外人を加へて四國とあらむは思束なき心せらる、よ史傳には常陸を  
 加ふべき由に解れ久保翁は對馬の上下二縣を分けて各一國とする由にも遠れ  
 つれを吉胤按ふに是は彼四柱姫神の數に對て斯云るにはあらじか四柱神等は幽  
 政の上にて氣吹放ち洗離失ひ給へる由を云此處は現政に上にて四組の卜部等が

持退出て被却る由なれば彼四柱神に準へたるなり扱此段と初なる集侍親王云々此段に對へたる宣命にして同や加へられたる文なることは明なり

大

川道爾持退出氏被却止宣

被物贖物などを川へ流しやる爲也道は川は彼大海原に行く

道なればなり退は間離の義にて尋所より卑地に行を云り被却は神祇令に卜部爲了解除と有に當りて彼被物贖物などを大川道に持出て流し却るを云り

山城の京と成ては二季大祝いつも朱雀門前にて行はるゝ例の神事なりさて此時祭らせらるゝ式法は西宮記、北山抄、江家次第、延喜式、年中行事等々書どもよ見えなれば本書も就てみるべし然るに其神座はゆゑといふに先天津神國津神を二前とし四柱姫神を四前として合せて六前の神座なり其禮は貞觀儀式に先此神祇官陳被物於朱雀門前路南(八分置六處)とある六處即此六前を祭る事明かなるさて其六前に大幣帛六本を六所に立並て其本毎に稻成を設け其前に神饌の案を置き其案の前に贖物の置座を置き齋主式竟て又斜に座して四國卜部云々の宣命を宣神祇官比卜部等稱唯して前

に願し切麻また贖物などを鴨河に持出て速瀬に流し却せしなりあこれ世の人々よ我大日本帝國の道のために大祝をなして皇祖皇宗の高天原に事始め給ひし天津祝詞の奥旨を明にして彼天神國神また四柱神の殿の御靈を戴き惟神清く潔き俊魂を振起して外國の伊那傾頭汚穢き敷を科戸の風の天、八重雲を吹放つ事の如く被却りて荒鹽の鹽の八百金、八鹽道にさびらひ失はまほしき事よこそ

### 岡吉胤先生著述書目

#### ● 徵古新論

二册 近刻

此書は天地開闢の元因我大日本建國乃奉由を古典に徴し洋説に照して論定せられたる古今未發の説にして實に我哲學に書たり

#### ● 神代紀集釋

二十二册 未成

日本紀神代卷の註解にして廣く古今の名説を撰り集られ次に其得失を論し又積年研究せられたる發明考証の説を載られたれば皇典を審にし神代の神蹟を知むとするに必要の書なり

#### ● 古語拾遺略解

一册 既成

此は先生積年研索の餘徳を以て註解せられたる簡便の書なれば至て見易く又千古未發の説もありて大に世に好評を得られたり 代金送送共三十貳錢

#### ● 葬祭要儀

一册 近刻

此書は當今朝野に行はるる葬祭を經驗きて一切の儀式より其心得に至るまで悉に書寫し祝詞の文例其他をも舉らざれば貴賤の葬式靈祭を行ふに必要の書なり



● 祝詞手引草

一冊 近刻

此書は廣く祝詞の辭を類聚して註解をも下されたる書なればいかなる祝詞も最易く起草し得べき手引の書なり

● 豊受皇大神神蹟考

一冊 未成

此神は稚日女命とも豐岡姫とも御衣織女とも稱へ奉りて天照大神の特に親と坐て外宮に鎮座し給ひし緣故  
まゝ丹波國に坐し事生田神社に鎮奉りし事などを委しく考証せられたり

● 松浦の家苞

一冊 未成

此書は先生壯年の折肥前松浦に漫遊せられし紀行にて自書を加へられたる面白き書なり枝吉經國草場佩川の序文あり

● 靈魂鎮定篇

一冊 近刻

此書は造化の神徳に因て人身の生育靈魂の賦與を得たる元因より其活用を論じて鎮定の說に及ぶ所謂神道安心の秘譯を泄されたる珍書なり

三重縣安濃郡古河村百六十一番地

門人 工藤虎太郎記

明治二十四年四月十日印刷  
同年四月十一日出版御屆

定價金三拾錢

著作者兼  
發行者

佐賀縣士族  
岡吉胤

三重縣安濃郡新町大字  
古河百六十一番地寄附

印刷者

三重縣平民  
藤田善郎

同縣津市大字北町  
四十六番屋敷

